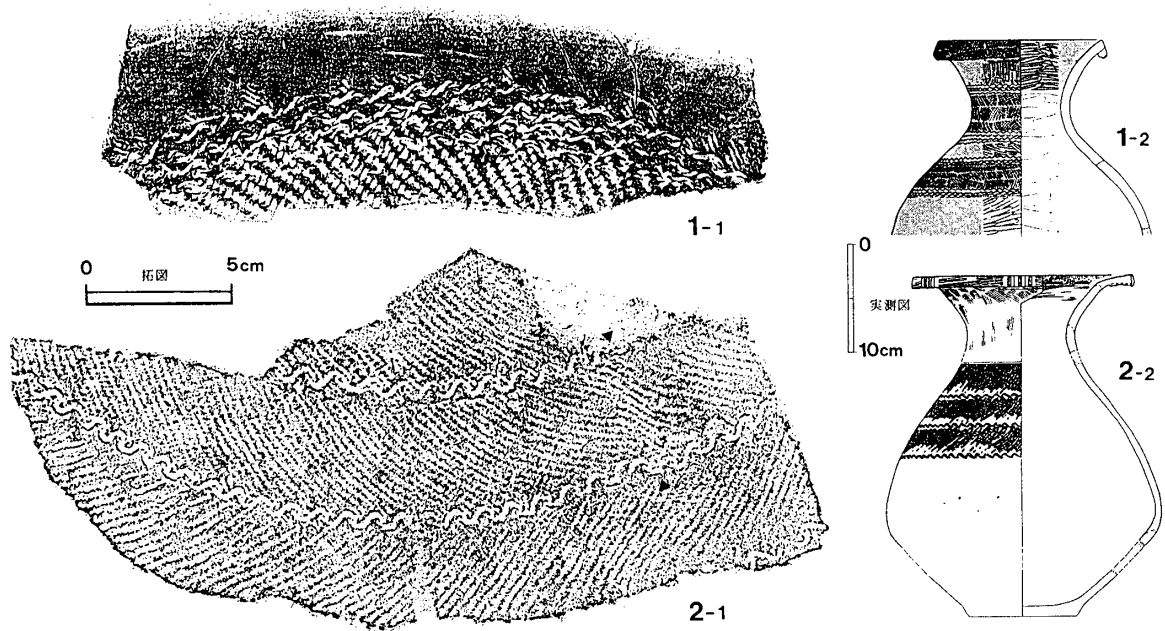


# 南関東弥生後期における縄文施文の二つの系統

鮫島 和 大

## 1. はじめに

南関東弥生後期の土器の文様には、土器面に縄の結び目を転がして文様を付けた、いわゆる結節文があるが、これには製作技法からみて二種類の施文原体がある。一つは該期の羽状縄文帯の区画として一般的に用いられているS字状結節文の原体であり、今一つは菊池義次氏が述べるところの「円乗院式施文」（菊池1962, 1974, 1987）に用いられている原体である。小論ではその製作技法をも示す名称として前者に対し「自縄結節文」<sup>1)</sup>、後者に対し「端末結節縄文」<sup>2)</sup>の名称を用いることによって両者を区別する。「自縄結節文」は単節縄文からなる羽状縄文とともに用いて（第1図1-1, 2）、「端末結節縄文」は単独あるいは撚りの異なる同じ作りの二つの原体を用いて（第1図2-1, 2）、土器を水平に囲繞する帯状の文様を作り出す。



第1図 結節文を持つ文様の二種

(1-1, 2: 国府関遺跡流路, 2-1: 新井三丁目遺跡 Y-46号住居址, 2-2: 平和の森公園北遺跡32号住居跡)

南関東地方において、「端末結節縄文」を用いるいわゆる「円乗院式施文」の異質性は再三説かれていたが、「円乗院式施文」に対する評価は時期差の指標とされる点で硬直的であった（菊池前掲，小出1992）。一方，二種類の結節文を持つ文様の分布の違いが，文様構成の類型的な把握からとは言え，指摘されていた（比田井1981）<sup>3)</sup>にも関わらず，その問題点は明確にされているとはいえない。これらの要因は，未だ，文様の施文原体の製作法や施文手法などの技法的な分別の問題に未整理な点が残されているからであろう<sup>4)</sup>。

そこで小論では，この二つの結節文の違いを原体の製作技法を中心に説明し，内容を規定する。それぞれの施文の，文様構成全体の中での位置づけは，文様構成原理の違いを端的に示すものであり，これを手がかりに二つの文様の本質的な差を考える。

このような分別作業をもとにこの二種の結節文を持つ文様の分布を概観し，そこに生ずる問題を提起するのが小論の目的である。

## 2. 結節文製作法の二種

さて，上述した二つの結節文はいずれもS字状をした縄の側面圧痕が同じ形状で繰り返し現れるものとして観察される。これは，いわゆる「ひとえ結び」の結び目を転がした場合に生じるものである。縄から結節文の原体を作るには二つの方法を示すことができ，それは「縄の条のうち一方が他方を繞って結節を作る場合」と，「縄自身で結節を作る場合」（山内1979 P20）とである<sup>5)</sup>。前者を「結節法A」，後者を「結節法B」としよう。ひとえ結びは，紐で一重の輪を作り，それにもと

	S		Z	
	原体	施文	原体	施文
結節法A				
結節法B				

第2図 結節法A・Bと結節文の〔S〕・〔Z〕（模式）

の紐を通すことで作られるが、この輪を作るときに右回りの輪と左回りの輪があるので、その違いから「S字状」と「Z字状」との結節文の形状の二種類ができる。従って、「結節法A」、「結節法B」のそれぞれにもこの二種類の形状がある（第2図）。

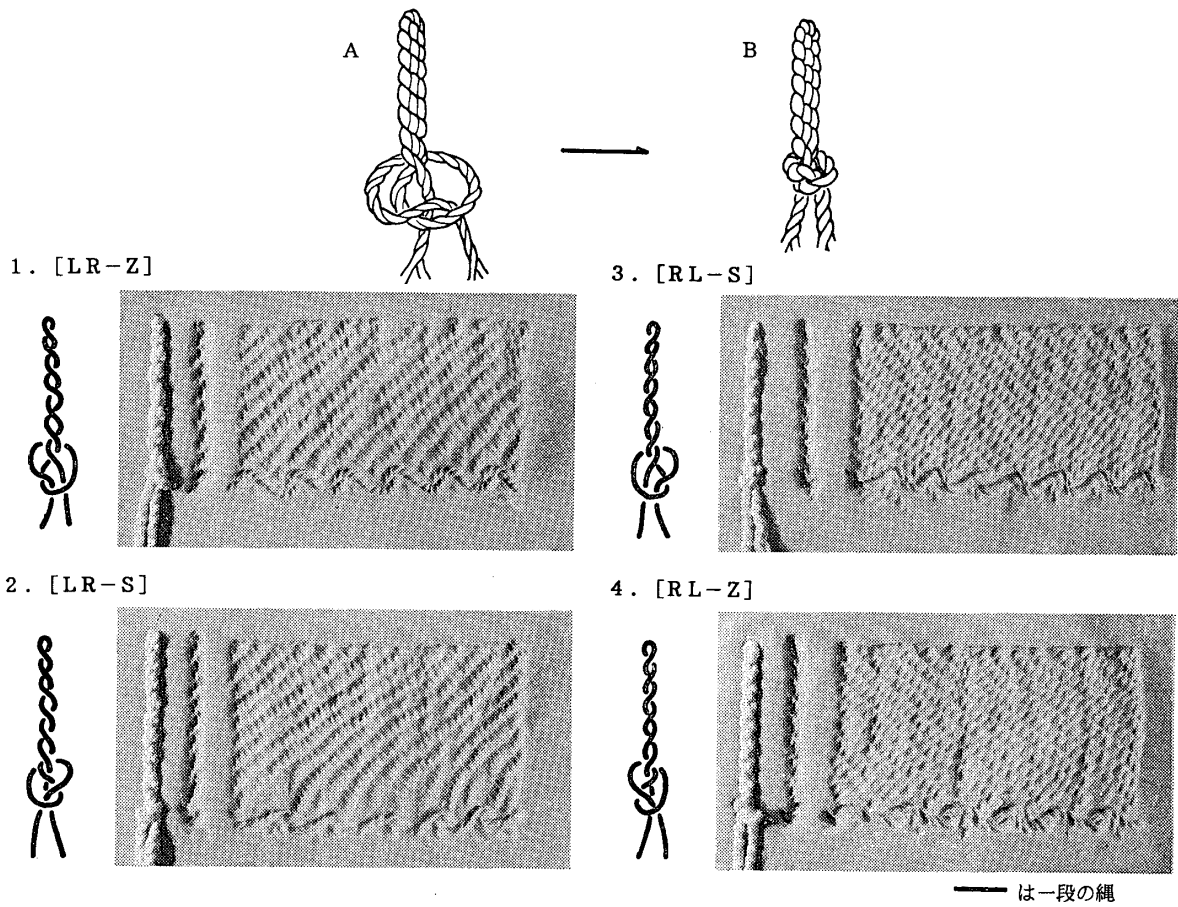
結論からいえば、「端末結節縄文」に使用されている原体は、縄のばらけている方の端（開端）に「結節法A」で結び目を作ったものであり、「自縄結節文」の原体は縄自身に「結節法B」で数個の結び目を作ったものである。それは「施文原体」の製作・施文実験の結果と実物の観察結果を対照することによって明らかにすることができ、各々に特徴的な諸属性も、それぞれの技法の特徴や人間の手の自然な動きなどから説明することができる。以下では、「端末結節縄文」と「自縄結節文」の原体製作法を具体的に示し、両者の特徴と相違点を明らかにしていこう。

a) 「端末結節縄文」の原体製作法——「結節法A」による縄の端末結節——

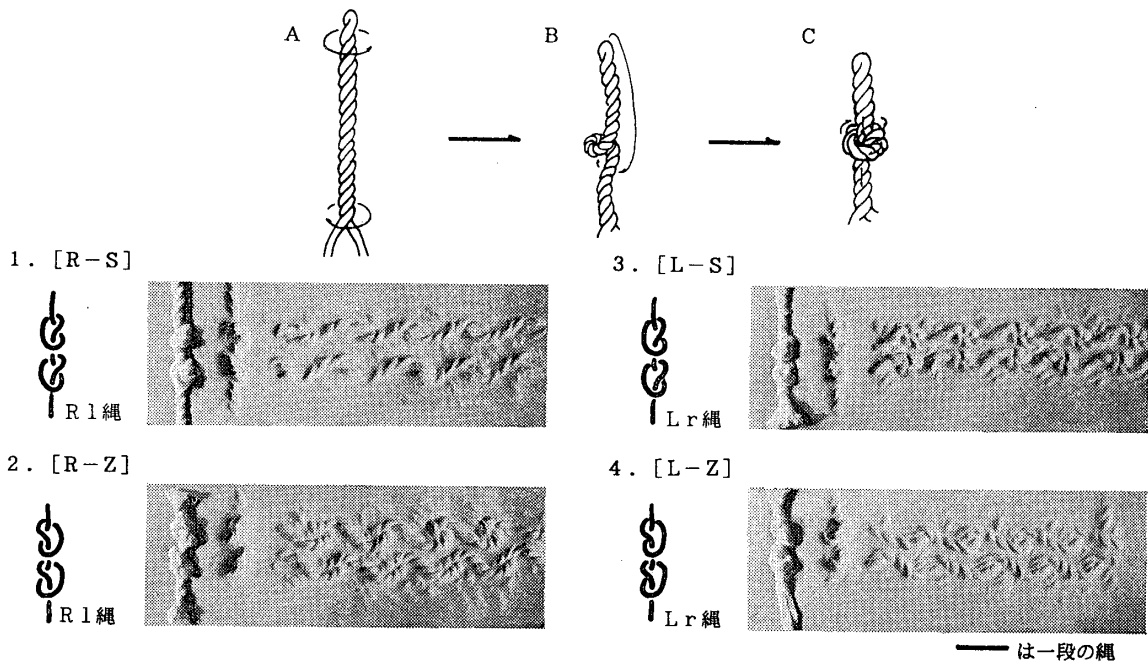
「縄の条のうち一方が他方を繞って結節を作る場合」であるが、使用する縄の条の一本を解いてもとの縄のまわりを回し、できた輪にその条を通すことによって製作することができる。ここで対象とする「端末結節縄文」の原体の多くは、通常もとの縄に単節縄文原体（LRあるいはRL）を使用していることが多いので、LR単節縄文原体を使用する場合を例にしてみよう。

原体の閉じた端（閉端）を上にして開端の二本の条の一方で他方の条を囲繞させる輪を作り、その条を上から通す。この場合、縄の撚りと同じ方向、つまり上からみて逆時計回りに回して輪を作った方が、縄の撚りも締まるのでやり易い（第3図A）<sup>6)</sup>。この場合の原体の結節部分は、S字状を成して前段の二本の条を抱き込む輪となって現れる（同図B）。この原体の縄文部分と結節部分とを同時に押圧回転して施文すると、LR斜縄文の下端に一条のZ字状の結節文を伴う「端末結節縄文」の「単位施文」となる。この「施文原体」を[LR+Z]と表記しよう。逆に、条を時計回りに囲繞させて結節を作った原体は[LR+S]と表記される。同様にRLの縄を用いた場合の[RL+S]、[RL+Z]を含めて、[縄の撚りの二種]×[結節法の二種]=[四種類]の原体を製作することができる（第3図1～4）<sup>7)</sup>。また、結節部分に注意すると、例えば[LR+Z]ではZ字状を成す結節部分の圧痕は当然LR縄文の条であるR1の撚糸圧痕となって現れる。この結節を[R1-Z]又は[R-Z]と表し、必要に応じて[LR+Z]を[LR+R-Z]、[LR+S]を[LR+R-S]と表記する。したがって、[R-S][R-Z][L-S][L-Z]の四種類の結節文があるのだが、当然この「結節法A」において、LR斜縄文の端末にもなる結節文は[R-Z]と[R-S]、RL斜縄文の端末にもなる結節文は[L-S]と[L-Z]の二種類ずつに限定されてくる（直前段反撚り等がない場合）。また、前述したように縄の撚りと同方向に条を回して結節する方がやり易いので、実際の例ではLR単節縄文にはZ字状の結節が（[LR+R-Z]）、RL単節縄文にはS字状の結節が（[RL+L-S]）作られたものが多い<sup>8)</sup>。

以上のような特徴を実際に行われている施文について検証することで「結節法A」と断定することができ、以下に示す「自縄結節文」の特徴と対比して、「端末結節縄文」を分別することが可能となる。



第3図 「末端結節縄文」の原体の製作法とその四種（模型写真）



第4図 「自縄結節文」の原体の製作法とその四種（模型写真）

b) 「自縄結節文」の原体製作法——「結節法B」による縄自身の結節——

「縄自身で結節を作る場合」であるが、使用する縄を曲げて輪を作り、一方の端をその輪に通すことによって作ることができる。この場合も、輪を作るときに上からみて逆時計回り巻き上げの螺旋を描く輪を作る場合と、時計回り巻き上げの螺旋を描く輪を作る場合の二種類が考えられる。これらの回転圧痕は、前者がS字状、後者がZ字状の結節文になる。当該期では結節文のS字状を成す部分の圧痕が一段の縄の圧痕になるものが多く、これらを「結節法B」によって作るとすれば使用する縄は一段の縄（無節縄文原体のR 1とL r）となる。

この場合やはり「結節法A」同様、〔縄の撚りの二種〕×〔結節法の二種〕＝〔四種類〕の原体を製作することができ、〔R-S〕〔R-Z〕〔L-S〕〔L-Z〕（第4図1～4）の四種類となる。R 1の縄を使用する場合を例にして、縄を縦に置いたと考え、その上下を持って輪を作るとする。このとき逆時計回り巻き上げの螺旋を描く輪を作るか逆の螺旋を描く輪を作るかによって、S字状の結節文になるかZ字状の結節文になるかが決まる。

一つ注意すべきことは、菊池義次氏が「S字状結節文」について「ほとんど全ての例がS字状圧痕を示す」ことを指摘している点である（菊池1962）。この傾向は、実際の多くの資料に照らしても認められ、「自縄結節文」の内、少なくとも7割程度は「S字状圧痕を示す」結節文が占めているようである<sup>9)</sup>。さらに、このS字状の結節文をよく観察すると、S字状をなす部分の圧痕はほとんどの例でR 1の一段の縄の側面圧痕（〔R-S〕の結節文）になっていることがわかる<sup>10)</sup>。どうやら、「自縄結節文」の多くが「S字状」を成すわけは、R 1の一段の縄を使って作られていることにありそうである。

縄の撚りと「結節法B」によって作られる結節のあいだに関係があるとすれば、次のような説明が与えられるだろう。縄には撚りがかかっているので、縄を上下から押し縮めるようにしてやる（第4図A）とR 1の原体を使用した場合であればたいてい逆時計回り巻き上げの螺旋を描く輪ができ（同図B）、これによって作られる原体は〔R-S〕となる（同図C）。また、使用する縄の撚りを強める方向に撚りを加えてやることによっても自然に同様の輪ができ、R 1の一段の縄であれば〔R-S〕の原体ができる<sup>11)</sup>。多くの場合これを数回繰り返し、一つの縄に「結節法B」による2～4個程度の結節を作ったものが「自縄結節文」の原体である。つまり、「自縄結節文」にみられる数条の並行する結節文は、一つの原体によって施文されたものである。

では、何故「自縄結節文」原体の製作に、R 1の縄が多く用いられたのであろうか。南関東の弥生後期では、LRとRLの単節縄文を交互に施文する羽状縄文が一般であるので、R 1とL rの比はほぼ同一と考えられる。しかし、羽状縄文が一般的でない中期以前は縄文晩期以来、LRの単節縄文が一般的であり、一段の縄はR 1が主であったと考えられる<sup>12)</sup>。これは、施文に使われる細い縄は指先で撚ったものと考えられるが、右手の指先で撚るときに、1（0段）の方がrより撚り易いためと考えられる<sup>13)</sup>。つまり、羽状縄文定着以前の宮ノ台式では、一段R撚りが（0段1撚り）優勢であったが、後期においては羽状縄文の製作によって一段R撚りとL撚りが同率になってしま

った。しかし、羽状縄文の原体とは別に作られた「自縄結節文」の原体は、多くの場合作り易い一段R撚りの縄から作られた、と考えるのが妥当なようである。つまり、宮ノ台式以前にみられる一段R撚りの優勢は後期でも「自縄結節文」の中に潜在しているといえるだろう。

c) 「端末結節縄文」と「自縄結節文」の観察——「結節法A」と「結節法B」——

「端末結節縄文」と「自縄結節文」の原体の製作と施文における特徴を分析してきた。これらは、主に原体の製作実験とその原体を粘土型に回転押圧施文したものの観察の結果に基づいたものである。まず、これらの結果と実際の「自縄結節文」、「端末結節縄文」との比較によって両施文の特徴を考えてみたい。

第1図に戻って「自縄結節文」と「端末結節縄文」の例を見てみよう。1-1(拓図)は「自縄結節文」で区画された二帯の羽状縄文帯を持つ壺形土器(1-2)の文様の一部であり、頸部に施された羽状縄文帯の上側の区画として用いられている「自縄結節文」である。この「自縄結節文」は四条から成るが、それぞれの間隔が一定していること、「施文のズレ」がみられる位置が同じであることから、四条が同時に回転押圧施文されていると考えられる。四条それぞれの結節文はすべてS字状を成しており、更にもその中にみられる条(条は0段の縄)を観察すると、S字状を成す部分が一段右撚り(R1)の縄の側面圧痕になっていることがわかる。つまりこの結節文はすべて[R-S]である。また、結節の上側に注意すると、結節の決まった位置に対応して無節R1縄文の圧痕が部分的についている(▼印)のがわかる。これは「自縄結節文」に用いられた縄の端部がその回転押圧に伴ってついたものであり、この「自縄結節文」が一段のR1縄文自体自身を結節する「結節法B」によって製作されていることを示している。つまり、この「自縄結節文」は単節R1の縄に「結節法B」を用いて四つの[R-S]結節を作ったものを原体としている。

第1図2-1(拓図)は壺形土器頸部から胴部上位にかけての破片で、単節斜縄文の下端に一条の結節文を伴う「端末結節縄文」が施文されている。文様構成としては上側二段がRLの同一原体の斜縄文でZ字状の結節文を下端に伴い、最下段がLR斜縄文の下端にS字状の結節文を伴うものである。結節文は上から順に[L-S][L-S][R-Z]であり、それぞれの撚りはその上に施文される斜縄文の条の撚りと一致している。また、S字状あるいはZ字状を成す結節文の単位一つに対してその上に施文される斜縄文の条の二本ずつが対応していることが観察され、二段目の縄文の施文が乱れる位置と結節文がずれる位置とが一致している(▼印)ことも、縄文と結節が同時に施文されたことを物語っている。以上の観察結果は「結節法A」によって作られた結節文の特徴と一致しており、上から順に「端末結節縄文」の[RL+L-S][RL+L-S][LR+R-Z]が施文されている。また上から二段目と三段目の斜縄文の上端では、閉端の圧痕を見ることができる。仮にこの結節文が「結節法B」によって作られたと考えてみると、同様な一条の結節文を施すのに、上段二条と最下段の一条とを別の原体を用いていることになり、非合理かつ不自然である。

「自縄結節文」と「端末結節縄文」の例を挙げたが、前者は「結節法B」、後者は「結節法A」によって製作されたものであった。ここに挙げた二つの例は「自縄結節文」、「端末結節縄文」両施

文の中にあって一般的なものであると考えている。

d) 「端末結節縄文」と「自縄結節文」の違い

ここで両施文の違いをまとめておこう。結節部分のみについてみれば両者によって全く同じ結節文が施文されることがある。しかし、その原体を明らかにしてみると両者は全く違うものであった。「端末結節縄文」は結節文の原体であると同時に（以前）に斜縄文の原体でもあるが、「自縄結節文」は結節文の施文のみを目的に作られた原体である。「端末結節縄文」の場合作られる結節はほとんどの例で1個であるのに対し、「自縄結節文」では多くの場合2～4個程の結節が一つの原体に作られる。また、「端末結節縄文」の結節は文様の原体となるのと同時に、縄の端末（開端）に作られて縄が開端から解けていくのを防ぐ役割（端末処理）も兼ねていることは、その発生を考える上でも重要なことであろう。

撚りと結節の関係をみると、「結節法A」を使う「端末結節縄文」では使用する縄の撚りのため[R-Z]と[L-S]が製作され易いが、「結節法B」を使う「自縄結節文」では前述したように[R-S]が多い。つまり、「端末結節縄文」と「自縄結節文」では多くみられる結節文の種類が異なっている。

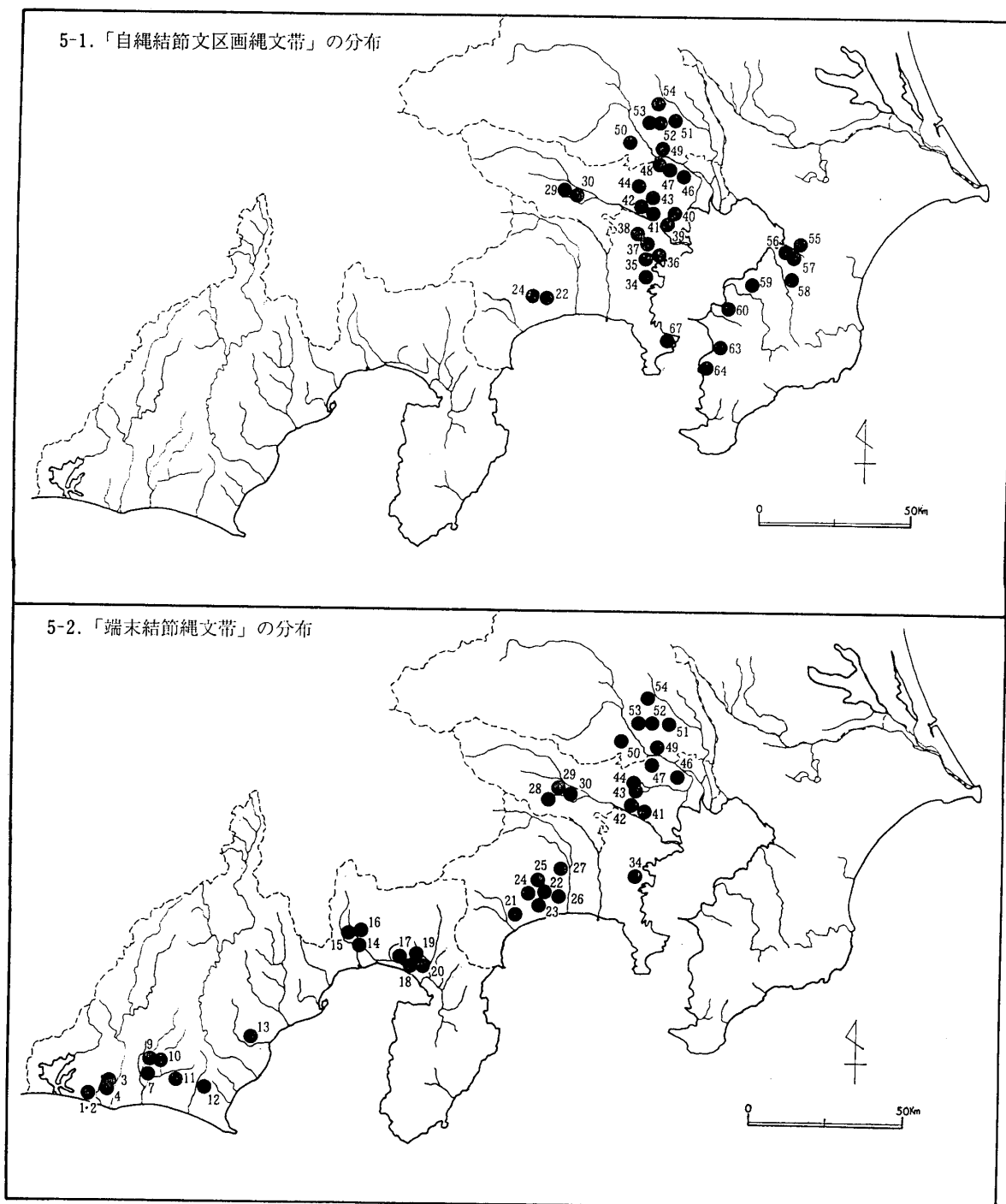
また、双方の結節文は多くの場合一段の縄の側面圧痕という点で共通するが、この場合使用される縄は「自縄結節文」が一段の縄（無節縄文原体）であるのに対して、「端末結節縄文」では一段高段の二段の縄（単節縄文原体）が使用される。つまり、例えば[R-S]の結節文がみられる場合、「端末結節縄文」では必ずLR単節縄文がともない、「自縄結節文」では結節文の施文と同時に偶然使用する縄の圧痕がついた場合、必ずR1の無節縄文となる。

文様構成上では、「端末結節縄文」が、羽状構成の場合撚りの異なる2種の原体を使うにせよ、多くの場合「端末結節縄文」のみで文様が構成されるのに対して、「自縄結節文」は弥生後期の場合、羽状縄文の区画として用いられるものが多い点で異なっている。つまり、結節文に着目して「端末結節縄文」と「自縄結節文」を対比したが、文様構成の上では「端末結節縄文」と羽状縄文との対比も必要である。これについては後述する。

さらに、これまで述べなかつたいくつかの一般的な事実をつけ加えておく。

「自縄結節文」は縄文帯や幾何学文など付加的な文様の単位施文としても使用されるが、後期においては横走羽状縄文帯の区画文として用いられるのを特徴とする。また、区画文としてではなく、単節縄文などと同様の単位施文としての「自縄結節文」の使用は中期後半の宮ノ台式の段階から行われている。

「端末結節縄文」について、「斜縄文＋一条のS字状結節文」というように表現されてきた文様は、そのほとんどが「端末結節縄文」とみてよい。つまり、東海地方東部（遠江～駿河）で「S字状結節文」、「S字状結節縄文」などと呼ばれるものも「結節法A」を用いた「端末結節縄文」である。東海地方東部の編年では、この結節文は弥生時代後期の新しい段階に現れるとされている（中島1988）。また、南関東地方の従来の編年での弥生町式の一部に含まれ、菊池義次氏によって



- <遺跡名> 1: 梶子 2: 伊場 3: 山ノ神 4: 三和町 5: 二之宮 6: 玉越 7: 土橋 8: 堀越  
 ジョウヤマ 9: 一色前田 10: 女高 11: 原新田 12: 三沢西原 13: 上藪田モミダ 14: 月の輪上  
 15: 滝戸 16: 丸ヶ谷戸 17: 雌鹿塚 18: 北神馬土手 19: 八兵衛洞 20: 二本松 21: 千代南原 22:  
 王子ノ台 23: 向原 24: 砂田台 25: 根丸島 26: 中原上宿 27: 子ノ神 28: 船田 29: 鞍骨山 30:  
 宇津木向原 31: 手広八反目 32: 台山藤源治 34: 高速2号線No.6 35: 山王山 36: 菊名羽黒 37: 新  
 羽大竹 38: 歳勝土 39: 久ヶ原 40: 山王三丁目 41: 下山 42: 堂ヶ谷戸 43: 円乗院 44: 新井三丁  
 目・平和の森公園北 45: 下戸塚 46: 御殿前 47: 四葉地区遺跡群 48: 志村坂上 49: 鍛冶谷新田口  
 50: 針ヶ谷遺跡群 51: 上野田西台 52: 北袋 53: B-7号 54: 深作東部 55: 草刈 56: 大厩 57:  
 菊間 58: 土宇 59: 境 60: マミヤク 61: 今泉 62: 横山 63: 富士見台 64: 明鐘洞 65: 田子台  
 66: 健田 67: 鴨居上ノ台 68: 持田

第5図 「自縄結節文区画縄文帯」(5-1)と「端末結節縄文帯」(5-2)の分布



「円乘院式施文」とされた文様の、縄文と結節文の組み合わせもこれにあたる。西相模地方でも「端末結節縄文」が多く用いられている。

また、「端末結節縄文」に使用される縄には単節縄文の例を扱ってきたが、このほか、無節のものや付加条あるいは直前段多条のものも認められる。

#### e) 「自縄結節文」と「端末結節縄文」の分布の問題

以上、弥生後期の結節文を「端末結節縄文」と「自縄結節文」との二つに分別し、その原体の製作技法と施文の特徴について述べた。両者の違いもまた明らかになったと考える。この作業は、菊池義次氏が「円乘院式」の特異性を示すために「円乘院式施文」の提示を行ったことに対し、「円乘院式施文」にみられる端末を結節する縄文原体の、「円乘院式」（その評価はさておくとして）を越えて広がる一般性を考え、「自縄結節文」との対比によって再検討を行ったものでもある<sup>14)</sup>。

この作業から派生する問題は多岐にわたるが、まず、この二つの結節文の分布を見ることから始めたい。

前節で述べた諸点から弥生後期の結節文を「自縄結節文」と「端末結節縄文」とに分別し得た結果、それぞれの分布を示すことができる。第5図の二つの分布図は、東海地方東部から南関東にかけての遺跡（図の下に遺跡名を示した）をとりあげ<sup>15)</sup>、「自縄結節文」区画の縄文帯によって装飾される土器がみられる遺跡(5-1)と「端末結節縄文」によって装飾される土器がみられる遺跡(5-2)をそれぞれ地図上にドットで落としたものである<sup>16)</sup>。

まず「自縄結節文」の分布であるが、房総半島南部（村田川流域以南）及び三浦半島、武蔵野台地南部及び下末吉台地を中心とする東京湾岸、荒川中流域・大宮台地、相模湾岸にも及ぶが、箱根・伊豆半島を越えて西側には管見に及ぶ例が無い。

一方の「端末結節縄文」は、天竜川流域および遠江、駿河湾東部の東海地方及び相模湾岸、さらに武蔵野台地南部や多摩川中流域（浅川流域）、荒川中流域・大宮台地にも分布しているが、一方で、房総半島南部及び三浦半島ではその破片を見つけることすら困難である。また、両者の分布が重なっているのは、房総半島および三浦半島を除く、南関東の一部に限られることがわかる。

二つの文様の分布の比較については、前提となるそれぞれの文様の時間的属性や系統性の問題を明らかにする必要があるので、ここではそれぞれの分布の特徴を指摘するに止めておきたい。

#### f) 文様構成の問題としての「自縄結節文区画羽状縄文帯」と「端末結節縄文帯」

これまで、「端末結節縄文」と「自縄結節文」を分別することに主眼をおいてきたが、第1図に戻って文様の構成全体に目を向けてみることにしよう。「端末結節縄文」は縄文原体自身に結節が附属し、縄文と結節文の組合せが一つの単位施文によって施されるのに対して、「自縄結節文」は縄文とともに用いられる場合でも縄文の単位施文とは別の単位施文である点で大きく異なる。従って、両者は文様を構成する要素としてはかなり性格の異なったものといえる。

扱った二つの文様は、横走する縄文の単位施文が、水平に数段に割り付けられて縄文の帯を成すものである。このような帯状の縄文が発達するのは縄文時代以来の施文伝統の中でも、弥生時代後

半期に限られるが、これを「縄文帯」と呼ぶことにする<sup>17)</sup>。「自縄結節文」が用いられた文様は、この縄文帯を「自縄結節文」で区画するものであるが、一方の「端末結節縄文」よりなる縄文帯（「端末結節縄文帯」）は、その上端に押圧横線文や刺突擬縄文を伴うことがあるが、「自縄結節文」に相当するような区画は持たない。つまり、両者の本質的な差異は、縄文帯の主構成要素である「羽状縄文帯」と「端末結節縄文帯」にも存在する。

これまでに述べたことで、二つの文様の技術的な差異は明瞭になったであろう。果たしてこの差は「円乗院式」に対する評価（菊池1974）のように時期差と捉えられるのか、あるいは前節で示した分布地域の差から想起される、地域差や出自の差に基づく系統差なのかを解決するのが、以下小論の目的となる。むしろ予想される結論からは、それぞれの文様がいかんにして成立したかを技術的側面からたどることが本章から引き続き行う方法となろう。

### 3. 南関東の羽状縄文の系統

ここでは、前章で述べた2種の文様の内、「自縄結節文」によって区画されていた「羽状縄文帯」の成立過程をたどり、技術的側面からその変遷を説明することにしよう。

南関東において羽状縄文が安定して用いられるのは、宮ノ台式の新しい段階以降である。従って、まず宮ノ台式における羽状縄文の成立過程を考え、その後後期の「自縄結節文」区画の「羽状縄文帯」に連なる組列を考えることにする。

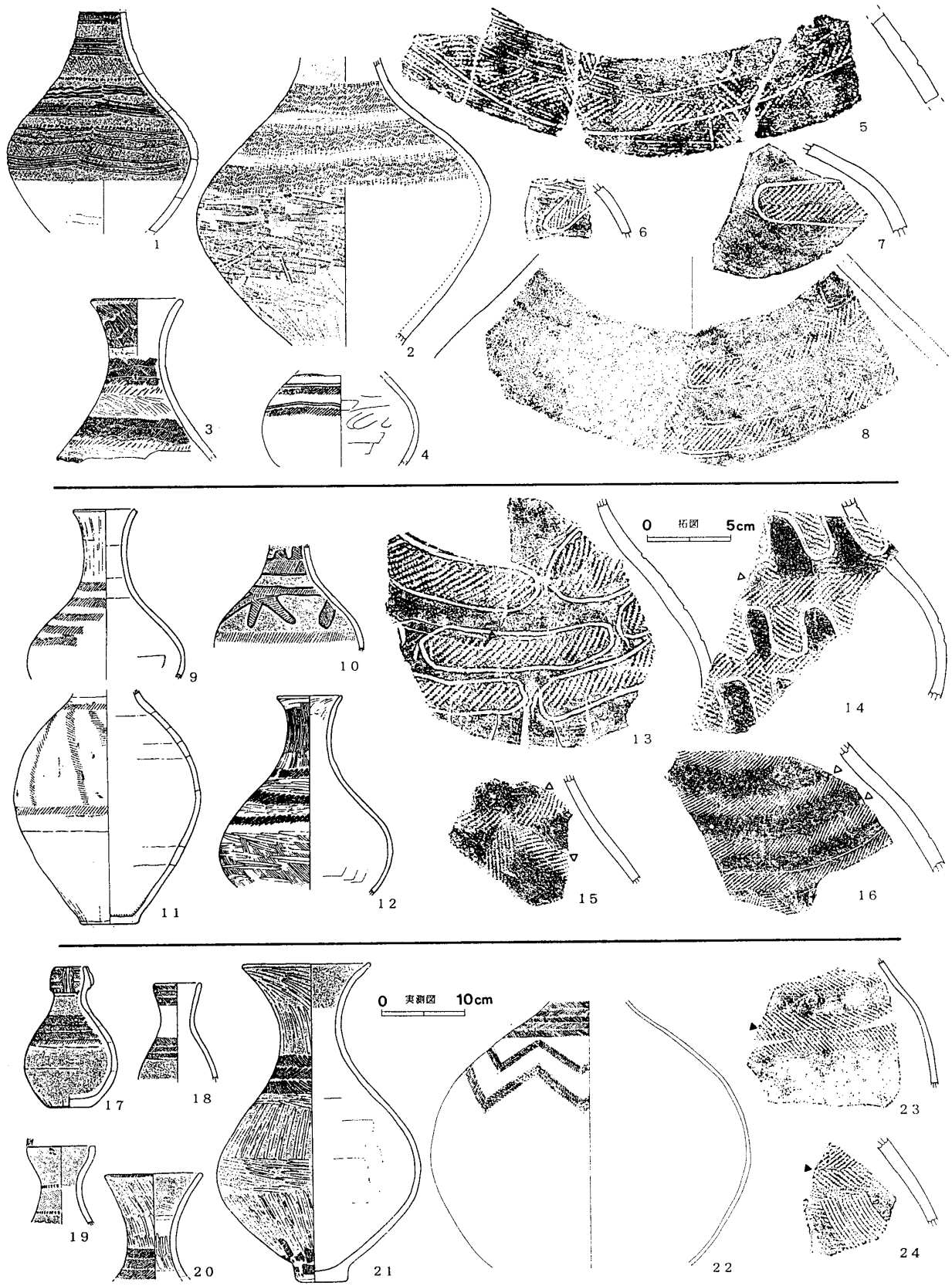
#### a) 宮ノ台式における羽状縄文の成立過程

宮ノ台式に先行する須和田式のなかまの文様は、「文様を描いたのちに区画内に縄文をつけ、区画からはみ出た縄文を磨り消す手法のものと、文様を描く前にあらかじめ縄文をつけておく場合があり、前者の例が多いようである」（工楽1987 P147）、といういわゆる磨消縄文が主となる。つまり、描線が主となり、縄文は従となるものであるといえ、文様の中での縄文の占める位置は、縄文時代後半以来の文様形態（稲田1972）を原理的に受け継ぐものとみられる。

これに対して、宮ノ台式の壺形土器の文様は、その前半に櫛描文あるいはその影響を受けた文様が盛行し、縄文を用いるものにも櫛描文の強い影響が現れる（石井1980、松本1988、安藤1990）。櫛描文について、それが東日本に伝えられる過程で変容を含んでいるにせよ<sup>18)</sup>、「並行線化」した文様と捉えられるならば（佐原1959 P6）、櫛描文の影響による縄文の変化も総じて「並行線化」ということができよう。

宮ノ台期の壺形土器文様の中で、初期から認められる縄文を用いる文様は、「櫛描文や篋描文の地文となるもの」と「篋描沈線による楕円文や王子状文、結紐文、舌状文等の意匠文」の二種類に大まかに分けられるようである。前者では他の文様の地文として縄文が用いられる点で須和田式と共通するが、櫛描文や篋描文の主文様が「並行線化」した文様となるのにともない、地文の縄文自体も分帯化し、比較的長い縄文原体を用いた単位施文が水平に連続して土器面を囲繞するものが現れること（第6図1～4）は前代との大きな違いであろう。「並行線化」した文様の地文として

南関東弥生後期における縄文施文の二つの系統



第6図 宮ノ台期の縄文施文 (1, 6, 7, 19, 23, 24: 菊間遺跡 2: 伊勢山遺跡 3, 4, 8, 20, 21: 折本西原遺跡 5: 手広八反目遺跡 9~11, 13~18: 大厩遺跡 22: 姉崎東原遺跡 遺構名は註末)

「ふさわしい」ものへと変化した施文方法といえようか。一方の意匠文（第6図5～8）ではモチーフの方向と同方向の施文が行われ、この中には短い縄文（あるいは原体の短い部分）を用いて、下書きなどを行わずに直接縄文で文様を描いた後に篋描沈線を与えていると考えられるものが存在し、いわゆる磨消縄文とは異なったものになっている。これらの縄文施文手法の変化には、既に、次に述べる以降の縄文の盛行につながる施文手法の確立への用意がなされているといえよう。

「並行線化」において縄文施文は、原体の用い方（原体扱い）や施文手法もそれに「ふさわしい」ものへと変化したようである。この技術的な変化の結果は、“回転押圧における縄文原体の閉じた端（閉端）の軌跡の利用”と“短い縄文原体”の2点に集約できると考えている。この施文手法と原体の特徴を「閉端利用の短い縄文」と呼ぶことにしよう。

つまり、一般に、縄文施文は面として展開するので、「並行線化」においては、一定の幅の帯となる<sup>19)</sup>。縄文原体の端から端までを粘土板上で回転押圧すれば、縄文原体（線分）の軌跡としての帯が得られるが、縄文原体の製作上得られる閉端の軌跡（帯の一方の縁）は、施文されない部分との明瞭な界線となる。縄文を用いた水平な帯状の文様の方向を得るために、この閉端の軌跡を利用している例は、宮ノ台期の初期の縄文にもしばしば認められる。また、曲面である土器面に縄文を一定方向に展開させるためには、長い原体を使用するとそれだけ方向の変化を与えることが物理的に難しくなり、短い原体（あるいは長い原体でも一部を利用すること）を用いる方が有利であるといえる。

実際この「閉端利用の短い縄文」による施文手法の確立（第6図中段9～16、拓図では▽印に閉端の利用がみられる）が、櫛描文を主体に構成されていた体部施文帯（犬木1992）の様々な要素を縄文施文に置き換えることを可能にし、縄文による文様自体の隆盛を促した様である。

一方、縄文による文様の盛行に対し、櫛描文は衰微する傾向をたどる<sup>20)</sup>が、このことは櫛描文が壺形土器の文様総体に与えた制約（松本1988 pp378-379）を失わせる結果となったようである。つまり、櫛描文に倣って水平方向に展開し、上下に分帯化していた「閉端利用の短い縄文」の単位施文は、「限定された部位への帯縄文の施文」（松本前掲p370）あるいは「体部施文帯を構成する単位施文帯の帯数が減少する点と、帯数の減少とともに、帯間の幅が広がったり施文部位が器体の上位へ移行したりする点」（犬木1992 p37）といった形で崩れていくとみられる。こうした文様構成原理の崩壊が、櫛描文にみられるような文様自体の衰微に必ずしもつながらなかったのは「閉端利用の短い縄文」の施文手法とそれに基づく次に述べる「羽状縄文手法」の発生（発見）があったからであろう。

「閉端利用の短い縄文」の単位施文は、直線状になる閉端側に対して開端側は施文のばらつきがみられる点で、櫛描文の単位施文などに比して「帯」として不完全なものである。この「開端のばらつき」を新たな（別単位施文の）閉端の軌跡で処理する手法（第6図23, 24▼印）は、前述の「櫛描文に制約された文様構成原理の崩壊」のために縄文の単位施文どうしが重複することによって起こったものであろう。この「新たな閉端」に別燃りの縄文原体が用いられたものが羽状縄文で

ある(第6図下段17~19, 21, 22, 24)。羽状縄文の成立に先行しては、一つの土器の施文に対して使用される縄文原体は多くの場合一種類であり、一段R撚りの原体がその多くを占めていた(前述)。つまり、羽状縄文の成立は別撚り原体の発見ともいえよう<sup>21)</sup>。また、羽状縄文の施文手法において単位施文が整然と配されるには、閉端の利用が手法の重要な位置を占めており、前代に引き続いて「閉端利用の短い縄文」が用いられている。

以上に述べた施文手法の変化には、宮ノ台式の広範な分布の中でその過程に地域差や漸移性が含まれると考えられる。しかしながら、技術的前提を持ったそれらの変化には、方向性(非可逆性)を認めることができよう。

#### b) 後期における「区画縄文帯」の組列

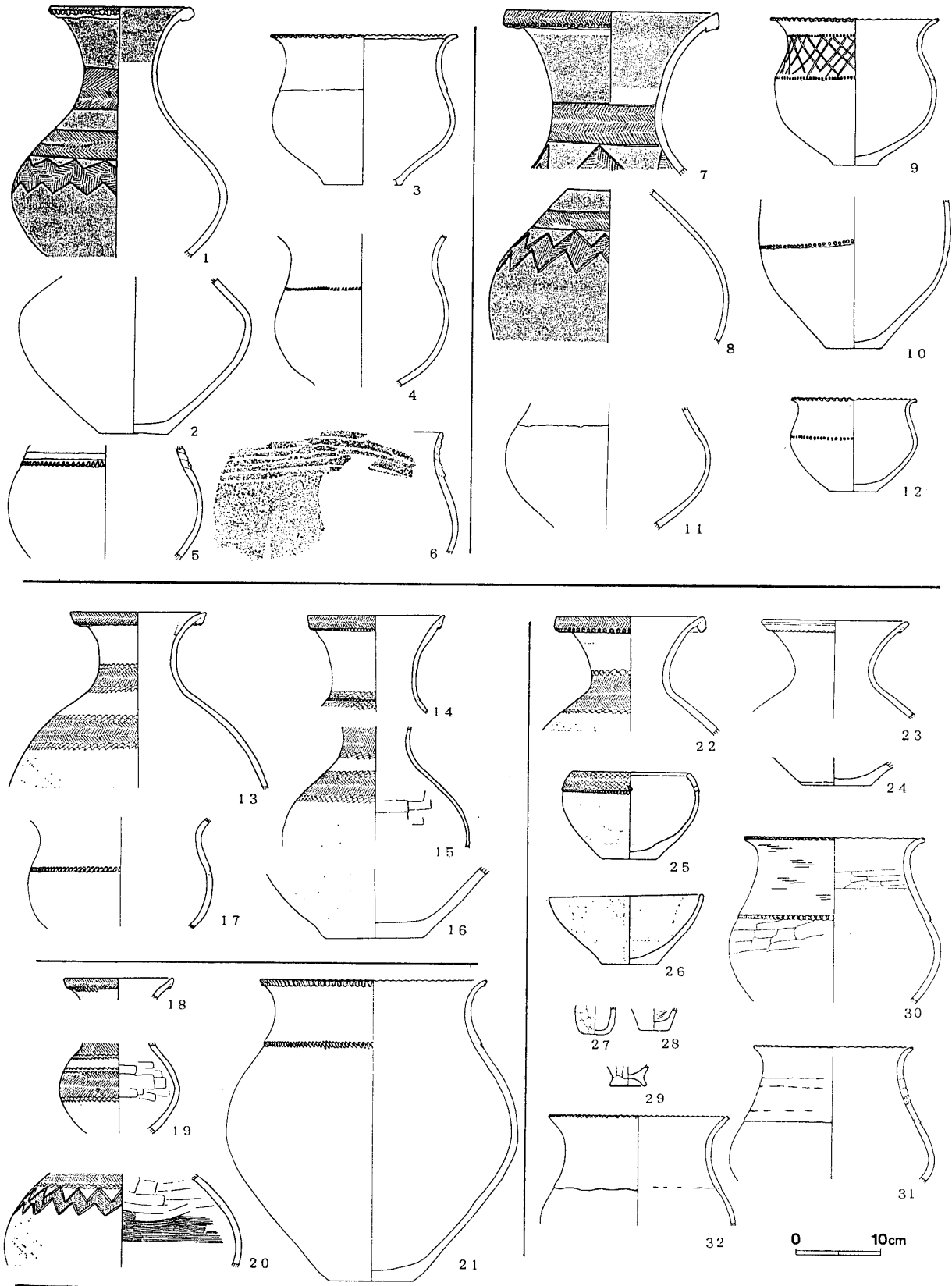
宮ノ台式における羽状縄文の成立という現象は、南関東における宮ノ台式の分布と一致して看取され、駿河湾東部にもおよんでいると考えられる。しかしながら、この羽状縄文の施文手法が、後期へ受け継がれるのは限られた地域となるようである。宮ノ台式の主要な分布域の一部であった印旛沼、手賀沼水系には北関東系土器、下末吉台地の内陸部には朝光寺原式土器が成立し、西相模や武蔵野台地南部および大宮台地では中期と後期を繋ぐことの困難な遺跡の分布状況(笹森1984, 西川1991)がある。現状で、南関東の後期初頭に位置づけられ、安定して存在する羽状縄文を用いる文様は、旧来の編年で「久ヶ原式」の指標とされてきた沈線区画の羽状縄文のほかにはない。一方で、駿河湾東部地域では雌鹿塚遺跡(沼津市教育委員会1990)、豆生田遺跡(同1989)などにみられるように「閉端利用の短い縄文」による区画の無い羽状縄文が存在していることは注意される。

南関東後期の沈線区画の羽状縄文帯においても「閉端利用の短い縄文」による施文が守られており、これは前章で述べた「自縄結節文」区画の羽状縄文帯においても同様である。双方の縄文帯の施文工程において、区画は羽状縄文の施文を終えた後これに外接する形で与えられており、「沈線」と「自縄結節文」は区画文様として同値の存在であることがわかる。従って、これら両者は同一系統の文様と考えられ、双方を合わせて「区画縄文帯」と呼称することにする<sup>22)</sup>。

「区画縄文帯」には連続山形文のほか様々な幾何学文が伴い、その変化は複雑にみえる。しかし、「沈線区画縄文帯」に対して連続山形文や四角文などの比較的単純な幾何学文が伴うものは多いが、「自縄結節文」区画のものは、幾何学文を伴わないものが多いこと、幾何学文が繁褥に展開するもの(その多くは「自縄結節文区画縄文帯」を伴う)は量的に希少であること、幾何学文が施されないものはあっても、「区画縄文帯」は省略されないこと、などをあげれば、幾何学文は「縄文帯」に対して付加的な要素であり、繁褥な文様を施す例も変異的な特殊な例と考えることができる。

つまり、「区画縄文帯」の後期における主要な変化は、区画文が「沈線の区画」から「自縄結節文による区画」へ置き換わることに集約できよう。旧来の編年を再検討する試みの中でもこの区画文の変化は再確認されてきたものであるが(菊池1954, 松本1984, 笹森1984)、沈線から「自縄結節文」への交替がどのような過程で行われたかを施文手法や文様構成から述べることは容易でない。しかし、少なくとも地域を限ってみれば、かなりの時期的細分を行わない限り、その漸移性は

大 和 島 鮫



第7图 千葉市原市草刈遺跡出土土器 (1~12: A区西侧住居群 (1~6: 11号跡 7~12: 9号跡)  
13~32: B区 (13~17: 229A号址 18~21: 134号址 22~32: 436号址))

問題とならないようである。

例えば、東京湾岸を中心とする遺跡の住居址出土資料でこの問題を考えてみよう。まず、ナデ調整で輪積み痕を残す後期の手法を持つ甕形土器で、宮ノ台式の甕形土器に近い器形を持つものに、沈線区画の縄文帯を持つ壺形土器が共伴している例が菊間遺跡10, 18号住居址（中村・栗本1974）や本名輪遺跡7号住居址（平野1986）などでみられることから、後期にまず沈線区画縄文帯が成立したと考えられる。また、いわゆる広口壺形と呼ばれるものも含めて沈線区画の縄文帯を持つ壺形土器どうしの共伴例は、久ヶ原遺跡竪穴例（中根・徳富1929 a, b）、草刈遺跡A区9号跡（小久貫ほか1983）、大厩遺跡Y—6, 15号址（三森・阪田ほか1974）、唐崎台遺跡10—A, 55号住居址（田中・鈴木1981）、手広八反目遺跡21, 42号住居址（永井1984）、田子台遺跡2号住居址（菊池1954）などでみられる一方、「自縄結節文」区画の縄文帯を持つ壺形土器どうしの共伴例は、草刈遺跡B区229A, 134号址（高田ほか1986）、唐崎台遺跡41号住居址（田中・鈴木前掲）、マミヤク遺跡104, 175, 176, 81, 30号住居址（小沢1989）、二ツ池遺跡23号住居址（杉原ほか1968）などでみられる。これらの資料によって沈線区画の縄文帯と「自縄結節文」区画の縄文帯がそれぞれ安定して単純に存在していることが示されるが、同一地域内、さらには、草刈遺跡A・B区例（第7図）<sup>23)</sup> のように同一遺跡内で別様相が成立することは、時期差の論拠となろう。

このほか、沈線区画縄文帯を持つ土器と「自縄結節文」区画縄文帯のそれぞれの個体にもなる属性を列挙しその差を示す方法も示されている（犬木1992 P18）。

以上に述べた中期から後期にわたる系統的な変遷の過程がどのように進んだかを明らかにするためには、さらに地域的・編年的な細別が必要となるであろう。しかし、「閉端利用の短い縄文」による施文手法が確立され、それが維持される過程で羽状縄文が成立し、後期に沈線による区画手法が安定化し、区画文様が沈線から「自縄結節文」に置き換えられた、という技法的な変遷史を描くことで、技術的な系統を追うというここでの目的は達せられたものと考えられる。

#### 4. 「端末結節縄文」の系統と展開

前章でみたように、南関東弥生時代後半期の文様は、宮ノ台式で短い縄文原体を用い、閉端の軌跡を利用して施文する手法が確立し、それが後期にも受け継がれていた。このような技法的な伝統に対して、「端末結節縄文」にみられる技法はどう捉えられるであろうか。菊池義次氏は「端末結節縄文」を用いる「円乗院式施文」の「異質性」を強調した（菊池1962）。この「異質性」が技法的にどう捉えられるかを論じるのが本章の目的となる。

「端末結節縄文」は、南関東北西部から東海地方東部までの広い範囲に分布するが、南関東地方では極めて片寄った分布をみせ、各遺跡での在り方は該期の地域色の一端を示すものとして重視されるはずである。また、「端末結節縄文」の分布が南関東以外の地域にもわたるということは、「端末結節縄文」が必ずしも南関東地方で系統的に発生したとは言えないことを示しているといえよう。まず、「端末結節縄文」に技法的につながるより古い形態のものを求めてその起源を探り、

表1 縄文原体の長さ

遺跡(遺構)	時期	所在	個体数*	最大	最小	平均	文様の種類
二之宮貝塚 モミダ遺跡P-7	後期初頭	磐田市	2(6)	4.2cm	2.8cm	3.4cm	斜縄文と羽状縄文
	後期中葉	藤枝市	6(10)	4.2cm	2.7cm	3.5cm	端末結節縄文
豆生田遺跡43住	後期前半	沼津市	3(6)	2.1cm	1.3cm	1.7cm	羽状縄文
王子ノ台遺跡**	後期後半	厚木市	7(11)	3.2cm	2.3cm	2.8cm	端末結節縄文
大厩遺跡Y62濠 折本西原遺跡Y4	中期後半	市原市	(18)	2.4cm	1.1cm	1.5cm	斜縄文
	中期末	横浜市	10(14)	2.0cm	1.2cm	1.5cm	斜縄文と羽状縄文
草刈A区9,11住	後期前半	市原市	3(5)	2.5cm	1.2cm	1.7cm	沈線区画羽状縄文
草刈B区229A	後期後半	市原市	2(4)	1.5cm	1.3cm	1.4cm	単縄結節文区画羽状縄文
マミヤク175住	後期後半	木更津市	5(9)	1.9cm	1.3cm	1.5cm	単縄結節文区画羽状縄文

(\*( )内は原体個数,\*\*王子ノ台遺跡は1・2号方形周溝墓の端末結節縄文を施文したもののみ取り上げた。)

南関東における「端末結節縄文」の出現の背景を明らかにすることが必要である。

a) 「端末結節縄文」の起源

まず、「端末結節縄文」の異質性を示すものとして、原体の長さを問題にしてみよう。

表1は各地域・各時期の壺形土器の縄文帯の単位施文の幅を実測図から計測したものである。縄文施文においては原体の端から端まですべてが押圧施文されるわけではないので、ここにあげた数値は正しく原体の長さを示すものではない。一方、「端末結節縄文」の場合は原体の閉端から結節部分まですべてを押圧施文するのを基本とするので、施文の幅は原体の長さをほぼ反映しているといえる。しかしながら各地域各時期に現れたこの数値の差はおおむね原体の長さの差を表しているともみて良いであろう。

表からわかるように、「端末結節縄文」を施文するモミダ例と王子ノ台例は最大長 3.2~4.2cmを示すのに対し、その他の単節縄文は、二之宮貝塚例を除けば最大長が 1.5~2.5cm の範囲に収まる。ここでは二之宮貝塚例(第8図13,15)の最大長 4.2cm が異例の長さを示している。

「端末結節縄文」の原体自身も相対的に長いことが指摘されるが、縄文原体の端末をその原体自身で結束するわけであるから、縄文の施文に必要な原体の長さに加えていくらかの結束に必要な長さを持っていることが必要になる。従って端末結節の「端末結節縄文」は比較的長い原体から発生した蓋然性が高い。すると、宮ノ台式以降、「閉端利用の短い縄文原体」が使用されて羽状縄文の発生につながっていくことを前章で述べたが、この施文からの端末結節の発生は考えにくいことになる。やはり、二宮貝塚例の長い縄文が目されるであろう。

駿河東部以東では、中期後半の有東式・宮ノ台式の「閉端利用の短い縄文」を用いた施文が後期に受け継がれて行われている。駿河西部あるいは東遠江の中期に遡る縄文施文は判然としないが、



少なくとも後期初頭あるいは前半に位置づけられる二之宮式あるいは菊川式の古相とされる土器では長い原体の施文が行われている。駿河東部でも後期の新しい段階で「端末結節縄文」が行われるとされるが、これと後期前半に行われる原体とのあいだには長さの点において断絶があるのである。以上のことから原体の長さという点において東遠江の地域が「端末結節縄文」の起源を持つ候補地として浮かび上がってくる。

文様の構成についてみると、「端末結節縄文」の原体を使用する施文は頸部のいちばんすぼまるあたり、あるいはそれより下の部位を起点として1から数回の単位施文を肩部にかけて行うという特徴を持っている。また、この頸部のいちばんすぼまるあたりには、「端末結節縄文帯」の上端を画するように、しばしば刺突擬縄文がみられる。

東海東部各地の編年を参照すると（中島1988）、駿河地域の施文は「古様相の壺にはS字状結節縄文を持つものはないが、新様相の壺には出現している。」<sup>24)</sup>とされるが、古様相に位置づけられる壺の施文は頸部のいちばんすぼまる部分から上下方向の広い部分に先述した「閉端利用の短い縄文」の施文が行われている。これに対して、「頸部のいちばんすぼまるあたり、あるいはそれより下の部位」を起点として「長い縄文施文」をするものとしてやはり先の二之宮貝塚例が挙げられる。

以上のことから「端末結節縄文」の淵源地は駿河東部以東の地には求め難く、その候補地として上がるのは二之宮貝塚例を含む菊川式の分布する東遠江が考えられる。

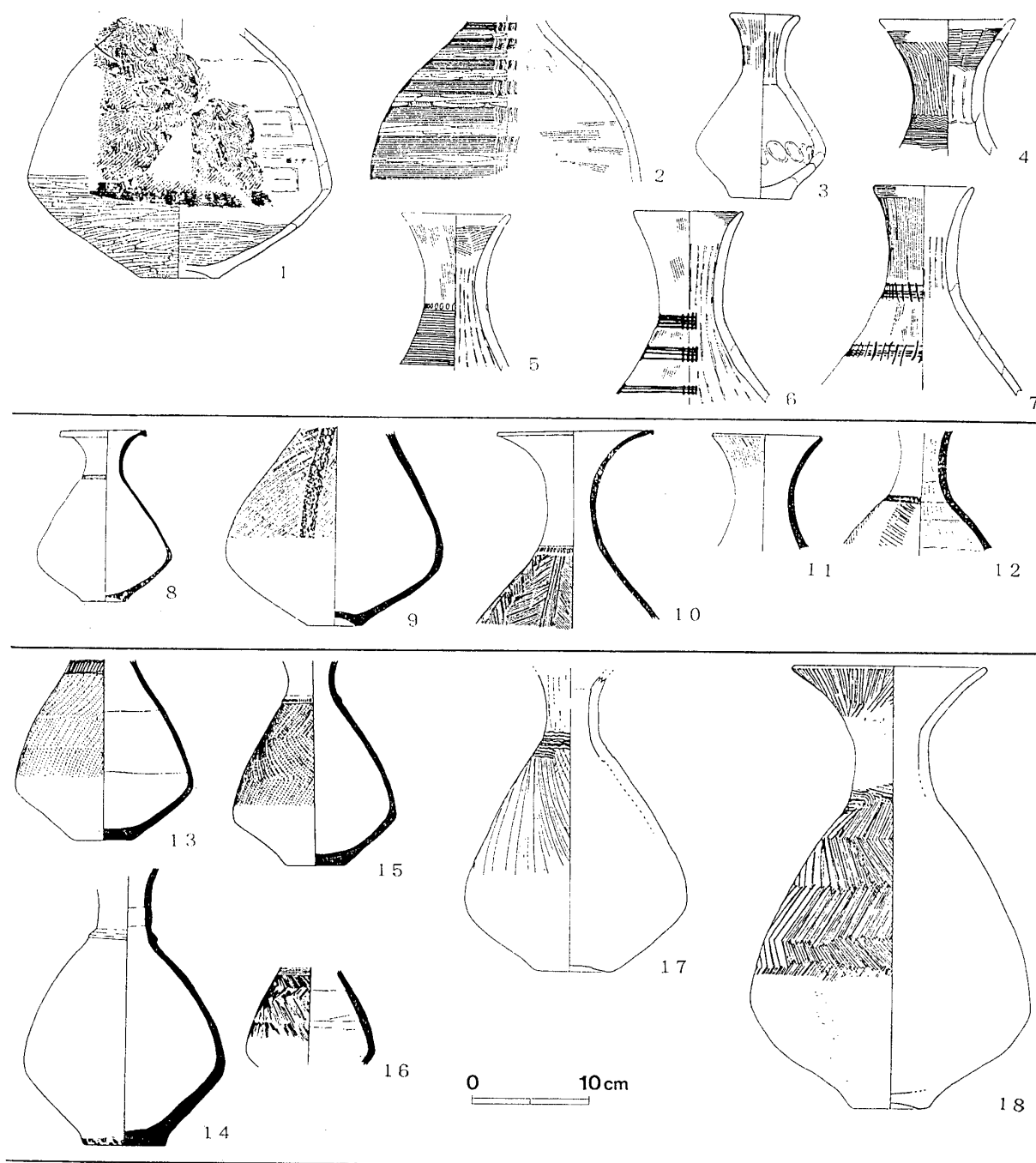
#### b) 「端末結節縄文」に先行する土器

「端末結節縄文」に先行する可能性の高い土器として二之宮貝塚出土壺形土器の一部（第8図13、15）を挙げた。これらの土器は、菊川式古段階に位置づけられるものである（中島1988）。

菊川式古段階の壺形土器の器形は、肩の張らない長めの無花果形で、細頸であることで共通しており、文様は、土器面を水平に囲繞する長めの単節縄文の単位施文を頸部から胴部屈曲部まで縦に数帯重ねるものと、同様の部位に櫛描（あるいはハケ？）の羽状文あるいは斜行文を施すものからなっており、縄文にも羽状になるものと単斜行のものがある。

これらの土器に先行すると考えられる白岩式の新相<sup>25)</sup>について考えると、菊川町白岩遺跡出土中期Ⅲグループの土器（第8図8～12）では、「たて縞状に紋様帯乃至は櫛がき平行線・波線などを垂下するのが基本となっている」とされ、垂下文にはさまれる部分は空白となるか、櫛描の綾杉文あるいは同工具による斜格子文、斜線文が認められるという（市原1968）。広野北遺跡（佐藤1990）では櫛描の羽状文と無文のものがあり、垂下文は沈線によるものがみられるだけである。

つまり、第13図13～18に挙げた土器群の内、櫛描の羽状文や斜線文等は、白岩式の新しい段階の垂下文が施されなくなり、地文であった櫛描の文様だけが施されたものと考えられよう。問題となる縄文であるが、袋井市鶴松遺跡第1次調査（柴田ほか1983）では、二之宮貝塚例等と同様の縄文帯を有し、櫛描波状文による縦の垂下文を加える例（第8図1）の出土がある。この土器は、同遺跡出土土器（第8図2～7）同様、白岩式のやや古い段階の所産と考えてもよさそうである。つまり、二之宮貝塚例の縄文もまた櫛描の文様同様、垂下文の地文であった文様が残されたものと考え



第8図 「端末結節縄文」に先行する土器 (1~7: 鶴松遺跡1次調査 8~12: 白岩遺跡中期  
Ⅲグループの土器 13~16: 二之宮貝塚 17, 18: 御殿・二之宮遺跡)

られるであろう。

次に、縄文の施文手法についてみることにする。施文部位は頸部から胴下半の稜を成す部分までで、前述の櫛描の羽状文・斜線文等と同じであり、製作工程の上でも同じ段階に施文されたものと考えられる。縄文の羽状構成を成すものはこの櫛描の羽状文との関連も考えられる。この部位全面に縄文を施すことによって施文が成し遂げられているが、比較的長い縄文原体を用いて、その単位

施文を土器の上位から順に水平に圍繞させる方法を取っている。長い原体の施文は前述したように施文方向を変えたりする場合には不都合であるが、この場合施文部位が円錐台側面に近い単純な広い面であり、施文の目的がこの面を充填することにあることを考えれば、施文具の形態の属性を最大限利用した最も合理的に施文面を充填する手法と解せよう。

この長い原体の開端側に、「結節法A」による端末処理が行われたものが「端末結節縄文」の発生につながったと考えられ、原体の長さの点でも問題無い。ただ、「端末結節縄文」の施文は一般に胴部最大径にまで達せず、肩部に集中するものが多いので、以上に挙げた土器の施文法とのあいだには「胴部最大幅付近まである文様部は肩部に集中」してゆく(中島1988 p122)という変化が考えられる<sup>26)</sup>。

以上のことから、白岩式→菊川式古様相(二之宮式)→菊川式新様相という東遠江地方の土器の変遷の中で、充填的な施文を行う長い原体の縄文施文から「端末結節縄文」が発生するという系譜をたどることができたと考える。また、「端末結節縄文」に先行する縄文施文の手法は、前章で述べた「閉端利用の短い縄文」による羽状縄文手法と比較すると、「充填的な長い縄文」による施文から発達したという点で極めて異なった施文手法であることも明らかになったであろう。

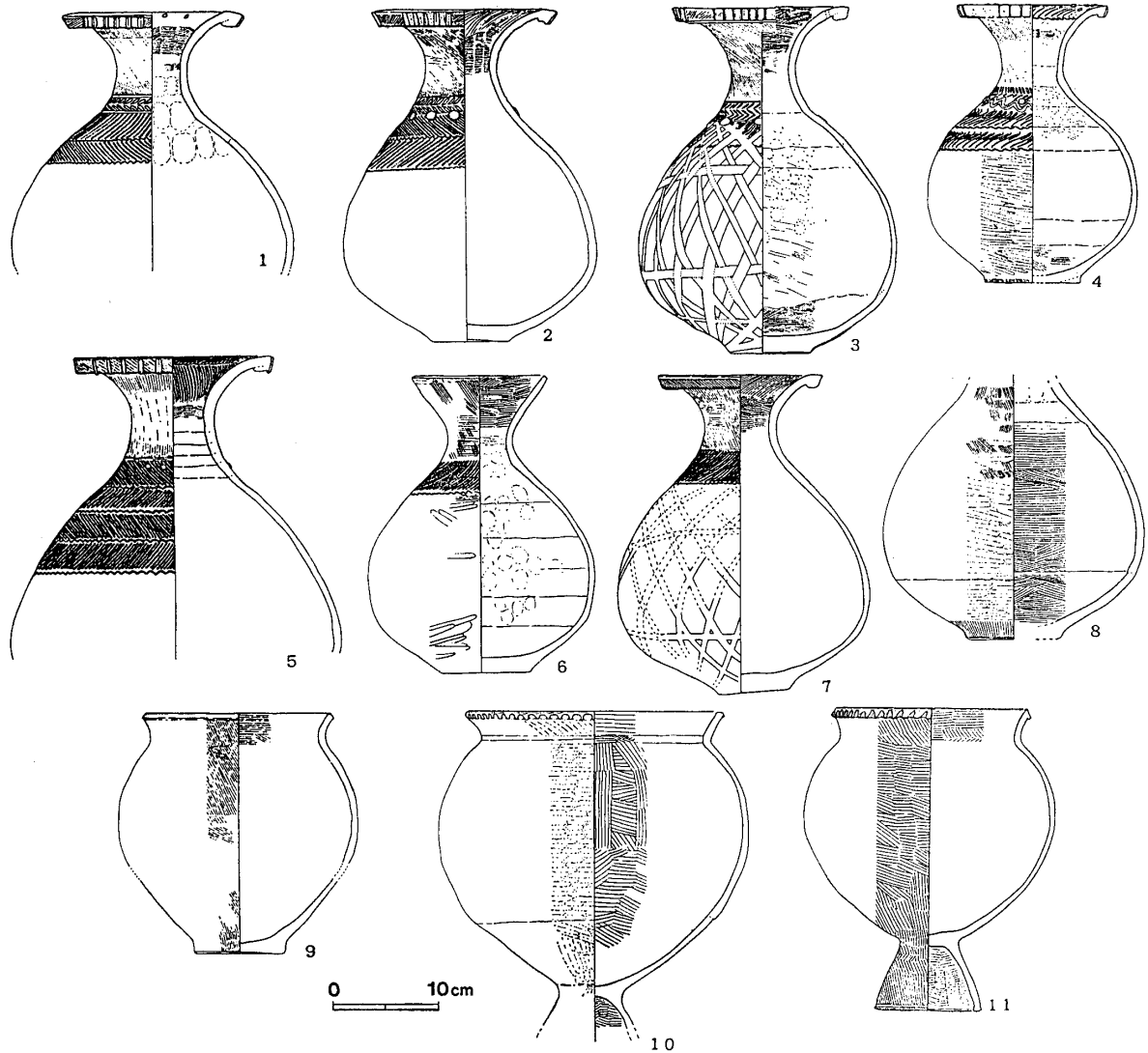
一方、菊川式の分布する東遠江地域内では、「端末結節縄文」やそれに先行する縄文施文とともに、櫛やハケ原体による刺突文も文様として用いられている。「端末結節縄文」を用いる例やそれに先行する縄文施文を持つ例でも、この刺突文と組み合わせた文様が多い。また、縄文と刺突文を用いる割合に地域差があること(中島1993 pp80-81)も示されている。この刺突文の存在も、「端末結節縄文」とともに該地域と南関東の関係を考える上で論点となることは言うまでも無かろう。

二之宮貝塚出土土器にみられる縄文施文手法は、「端末結節縄文」に先行する手法と考えられるが、それが行われた地域・範囲については資料の増加を待って再検討する必要がある。注意すべき例として、東遠江に東接する駿河湾西部・志太平野の藤枝市上藪田モミダ遺跡P-7土坑から「端末結節縄文」を用いる壺形土器がまとまって出土している(第9図)。この地域の様相は資料が限られており不明な点が多いが、「端末結節縄文」を文様の「主体」とする地域である可能性がある。

#### c) 「端末結節縄文」壺形土器の分類と南関東各地の様相

前節では主に東遠江の資料に依拠しながら、「端末結節縄文」の起源についての見通しを立ててきた。東遠江の菊川式と南関東地方の後期弥生土器との関係については近年盛んに議論が行われているが、南関東において菊川系として取りあげられてきた土器群(柴田1988, 東海埋蔵文化財研究会1991ほか)の中にも、「端末結節縄文」の施文を行ったものは多い。しかし、菊川式との関係で「端末結節縄文」が取りあげられることが少なかった<sup>27)</sup>のは、2章で論じた南関東に在来的に存在する「自縄結節文」との分別の問題があったからであろう。

「端末結節縄文」にあたる文様の、南関東地方でのこれまでの評価には、菊池義次氏が「円乗院式施文」を「南関東地方弥生最終末期に属する」としたのにはじまり、「円乗院式施文を主体とする土器群を前野町式と考える」論考(小出1992)の様に、時期比定の指標とする議論がある。また、



第9図 上藪田モミダ遺跡P-7出土土器

「端末結節縄文」が施文された壺形土器の西相模における類例に対して「西相模型の壺」（西川1991）という評価が与えられたり、古墳時代前期の伝統的な装飾壺の「文様パターン」として「端末結節縄文」の施文がとりあげられ、それが相模湾岸地域や多摩川上流域、大宮台地あるいは東京地域の文様であることが示される（比田井1991）など、地域差の指標とする議論もある。これらの論考は、南関東において「端末結節縄文」がある程度安定して存在していることに論拠をおいていると考えられる。つまり、「端末結節縄文」の起源が前節でみたように東海地方の一部の地域に求められるとしても、一方で南関東においても「端末結節縄文」の施文手法が一定の定着（在地化）をみている状況を考える必要があるだろう。以下では、「端末結節縄文」を施文する壺形土器（以下「端末結節縄文壺」）の類型化を行い、南関東各地での類例を概観することによってこの問題を考

えてみたい。

「端末結節縄文」の施文技法から、それが施文された土器を分類することは難しいので、ここでは、話を進める上での便法として、主に東遠江と南関東で見られる壺形土器の器形の差を参考にし、以下の類型的な分類を想定することにする。

O類 先に述べた、「端末結節縄文」に先行する施文を持つ壺形土器を一括する。

A類 東遠江地域の「端末結節縄文壺」の器形に近いものを考える。以下のA1, A2類に分ける。

A1類 胴部下位の粘土帯接合部に明瞭な稜を有し、ここに最大径があるもの。いわゆる「ソロバン玉形」の菊川式の器形に類するものを指す。頸部には「端末結節縄文帯」の上端に接して刺突の横線文や擬縄文を伴う例が多い。

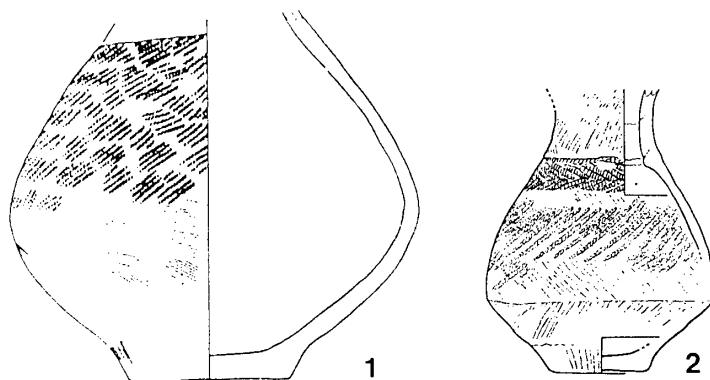
A2類 胴部下位に稜を有するのはA1類と同様であるが、稜の形成が弱く、胴中位が湾曲して張る無花果形の器形のもの。最大径は稜の形成部のやや上から胴部中位に求められる。モミダ遺跡跡で安定して存在するものを類型化した。しかしA1類との中間的なものも多く存在する。

B類 A類の器形からはずれてくるもので、C類に含まれないものを一括する。具体的にはA1・A2類にみられる胴部下位の稜が無く、球胴のもの。胴部上位が張るものなど。

C類 頸部で粘土の積み上げ方向を変え、明瞭に屈曲するものを一括した。この中にはいわゆる大廓式の壺形土器や前野町遺跡第7地点(杉原1940a)出土の壺形土器などが含まれる。

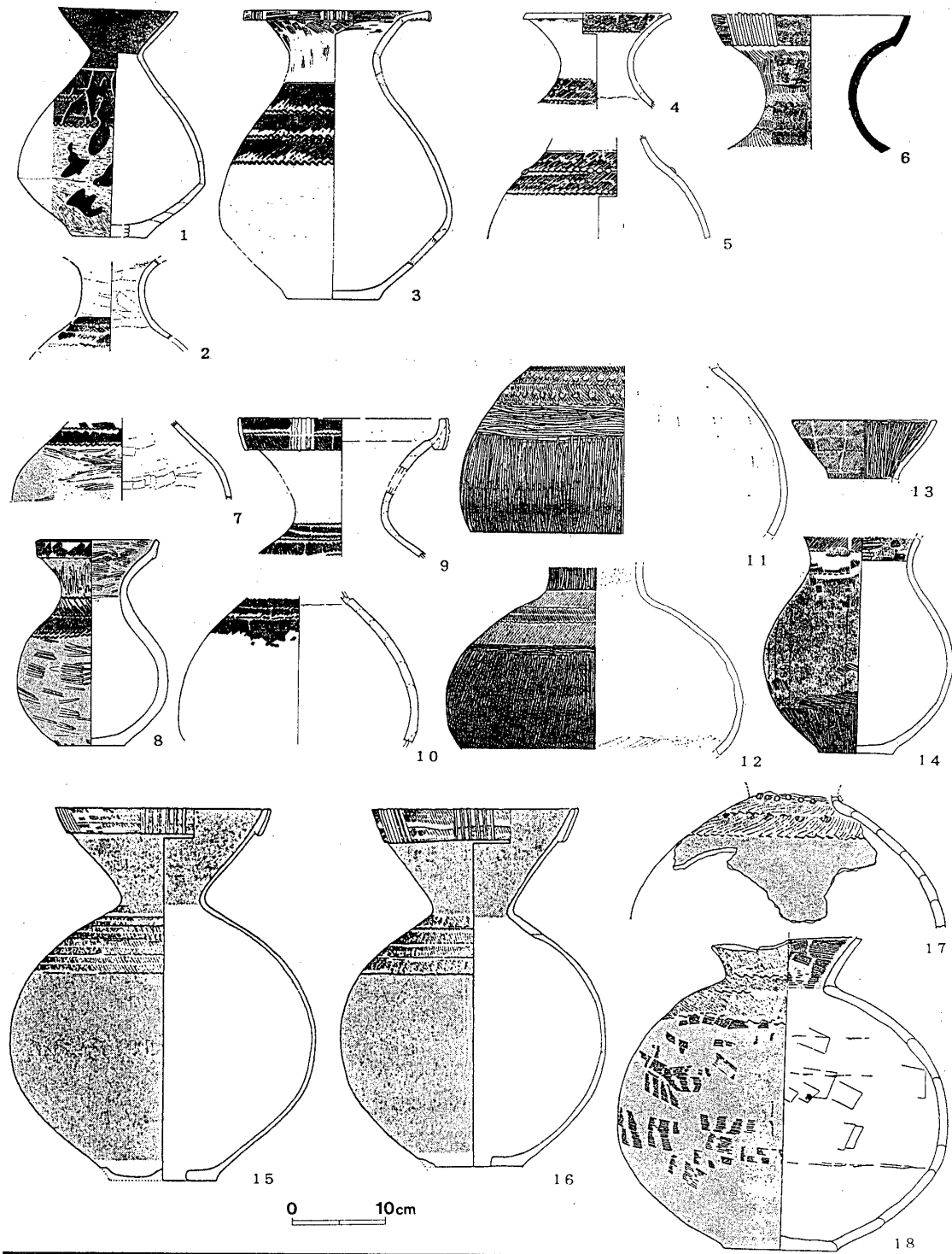
この分類をもとに南関東の諸例について概観する。

白岩式新段階から菊川式古段階の特徴を持つ土器の南関東での出土は、若干例が示されている(中島1993, 松本1993b)が、「端末結節縄文」に先行する縄文の特徴を備えたものは極めて少ない。一例として、埼玉県和光市花の木遺跡方形周溝墓出土の小型の壺(第10図2)が示されている(石坂1991)。頸部に刺突の横線文と擬縄文が施され、その下に長めの縄文が横位に施文される例であり、菊川式古～中段階の忠実な模倣品あるいは搬入品とされている(中島1993)。他に強いて挙げれば、折本西原遺跡Y-4号住居址出土の壺形土器(第10図1)にその可能性が考えられる。



第10図 南関東地方の「端末結節縄文」に先行する土器

(1: 折本西原遺跡Y-4号住居址 2: 花ノ木遺跡方形周溝墓 縮尺1:4)



第11図 南関東各地の「端末結節縄文壺」 ①武蔵野台地地域 (1, 11~14: 新井三丁目遺跡 (1: Y114号住居址 13: Y53号住居址 14: Y127号住居址 11: Y165号住居址 12: Y55号住居址) 2: 四葉地区遺跡J地区=ホ59号住居址 3~5・9・10: 平和の森公園北遺跡 (3: 32号住居址 4, 5: 71号住居址 9, 10: 78号住居址) 6: 栗原遺跡Y2号住居址 7~8: 御殿前遺跡 (8: S I 212A 7: S I 020) 15, 16: 和田堀公園・大宮遺跡1号方形周溝墓 17, 18: 松ノ木遺跡4号住居址)

頸部から上は欠失しているが、下膨れの器形で、肩部から胴部最大径まで横位に長めの縄文を巡らすものである。伴出する該期の標式的な宮ノ台式の壺形土器から考えれば異例の存在であり、先述した「端末結節縄文」に先行する縄文施文と考えたほうが理解し易いであろう。同住居址の編年的な位置づけ<sup>28)</sup>を考えれば、南関東と東遠江の併行関係を考える重要な資料となる可能性がある。

A類～C類については、第1章で述べた南関東における「端末結節縄文」の分布域内でかなりの類例がある。これを①武蔵野台地南部と②荒川中流・大宮台地、③西相模、④そのほかの地域に分けてみていくことにしよう（第11～17図）。

#### ① 武蔵野台地（第11図）

1, 3はA1類とされようが、「端末結節縄文帯」の上端にハケ原体押圧の横線文が加えられる。いずれも、菊川式の模倣であることが示唆され、1は菊川式新、3は菊川式中～新との併行関係が与えられている（中島1993）。2では「端末結節縄文」の上に刺突擬縄文が与えられている。4, 5も菊川式に近いという評価を与えてよさそうであるが、無節の「端末結節縄文」が使用されている。

7～14は器形から「端末結節縄文壺」B類に比定する。8～10は原体の結節部を上にして施文する例であるが、同様の例は菊川式の「端末結節縄文」でもみられる。8はこの「端末結節縄文帯」の下端に2条一組の「自縄結節文」が施されるが、「端末結節縄文」の手法を用いて「自縄結節文」区画の縄文帯を模した感がある。13は内湾する口縁部外側面に「端末結節縄文」が施される例で14も同様と考えられるが、同様の例は本地域に散見されるほか、次の②の地域にもみられる。東遠江地域には類例が認め難いようで、在地的なものとも考えられるが、内湾する口縁自体は東遠江に起源するものようである。ほかに円形赤彩文を持つものがあり、①・②の地域に散見されるものであるが、「端末結節縄文」を施文するものに限られたものではない。

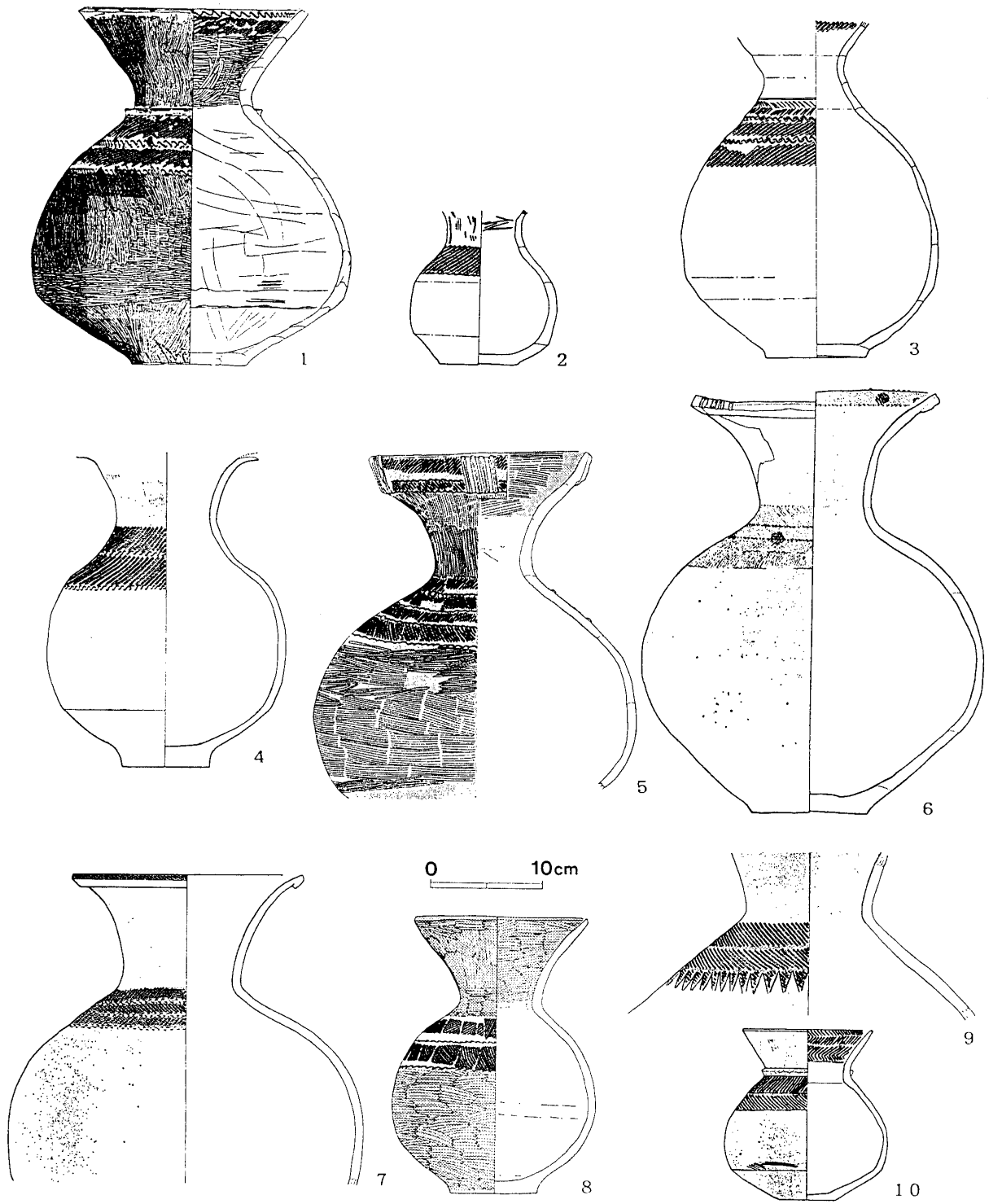
15～18はC類である。15は「端末結節縄文」原体を上下に反転させながら施文するものであり特異である。同遺構から出土した16は器形等で類似するが、一般的な「端末結節縄文」を施している。17では円形赤彩文に加え頸部屈曲部に円形浮文を巡らせている。これらは時期的に古墳時代前期に下るものと考えられ、松ノ木遺跡例では小型器台や有稜高坏・埴などが伴出している。

B類、C類では器形や装飾手法などにバラエティーがみられるが、原体の製作手法自身は、A～C類を通して忠実に守られていることは注意されよう。

#### ② 荒川中流域・大宮台地（第12図）

1はA1類に考えるが、器形は胴部がかなり張って扁平になり、頸部に突帯が施されるもので、菊川式のかなり忠実な模倣か、とされている（中島前掲）。4～8はB類と捉えるが、4では胴下位に稜の形成が認められる。6では肩部と口縁内の「端末結節縄文」中に円形赤彩文が施される。9は「端末結節縄文帯」の最下段に連続鋸歯文が描かれ、縄文が磨消されている。同様の類例はこの地域のほか、③の地域でもみられる。

#### ③ 西相模地域（第13～16図）

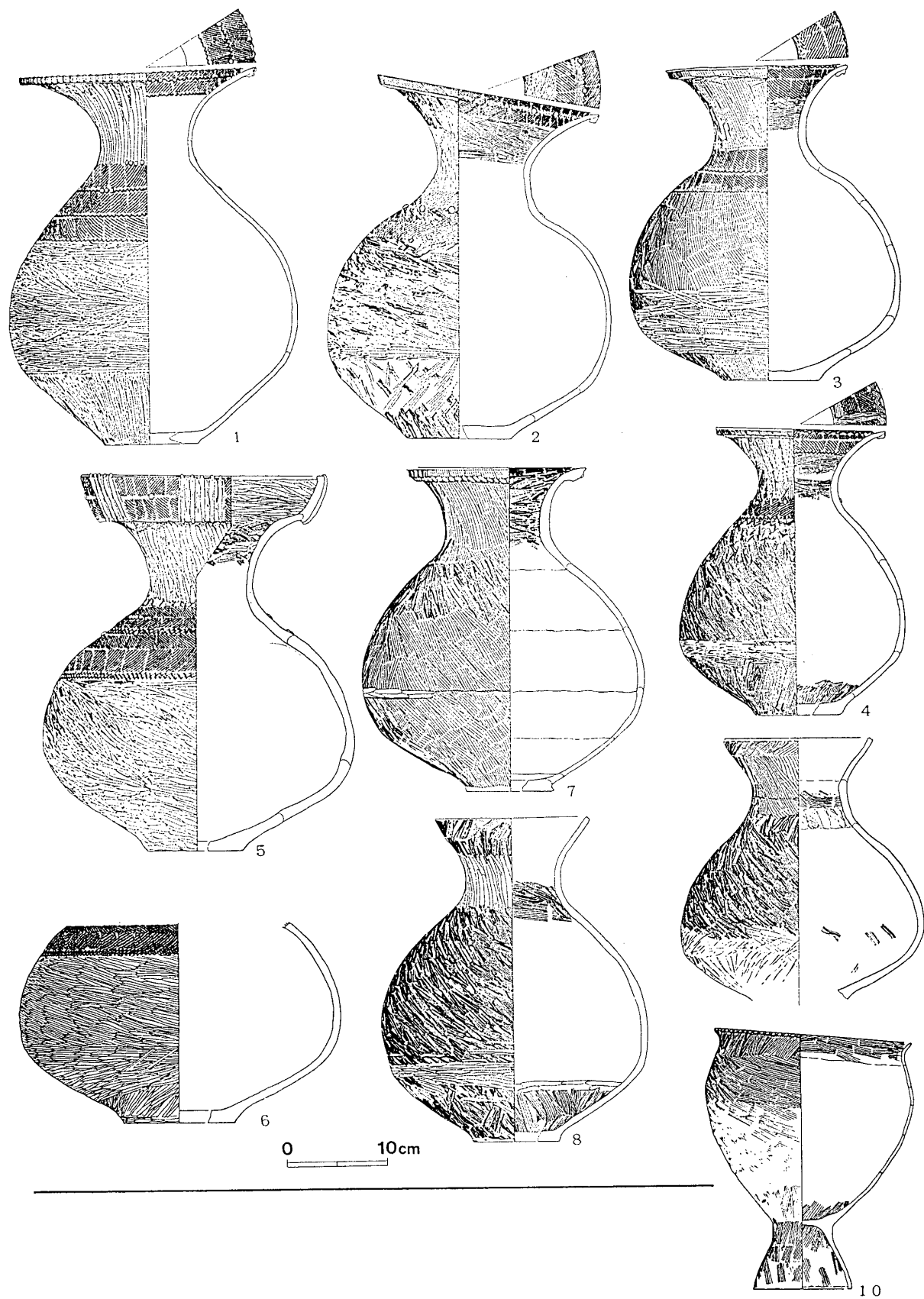


第12図 南関東各地の「末端結節縄文壺」 ②荒川中流・大宮台地地域（1：深作東部遺跡B-24号住 2～4, 6, 7, 9, 10：南通遺跡（2, 3：5号溝 4：137号住居址 7：90号住居址 6：4号住居址 9, 10：129号住居址） 8：木曾呂北遺跡5号住居跡 5：B-7号遺跡Y-4号住居跡）

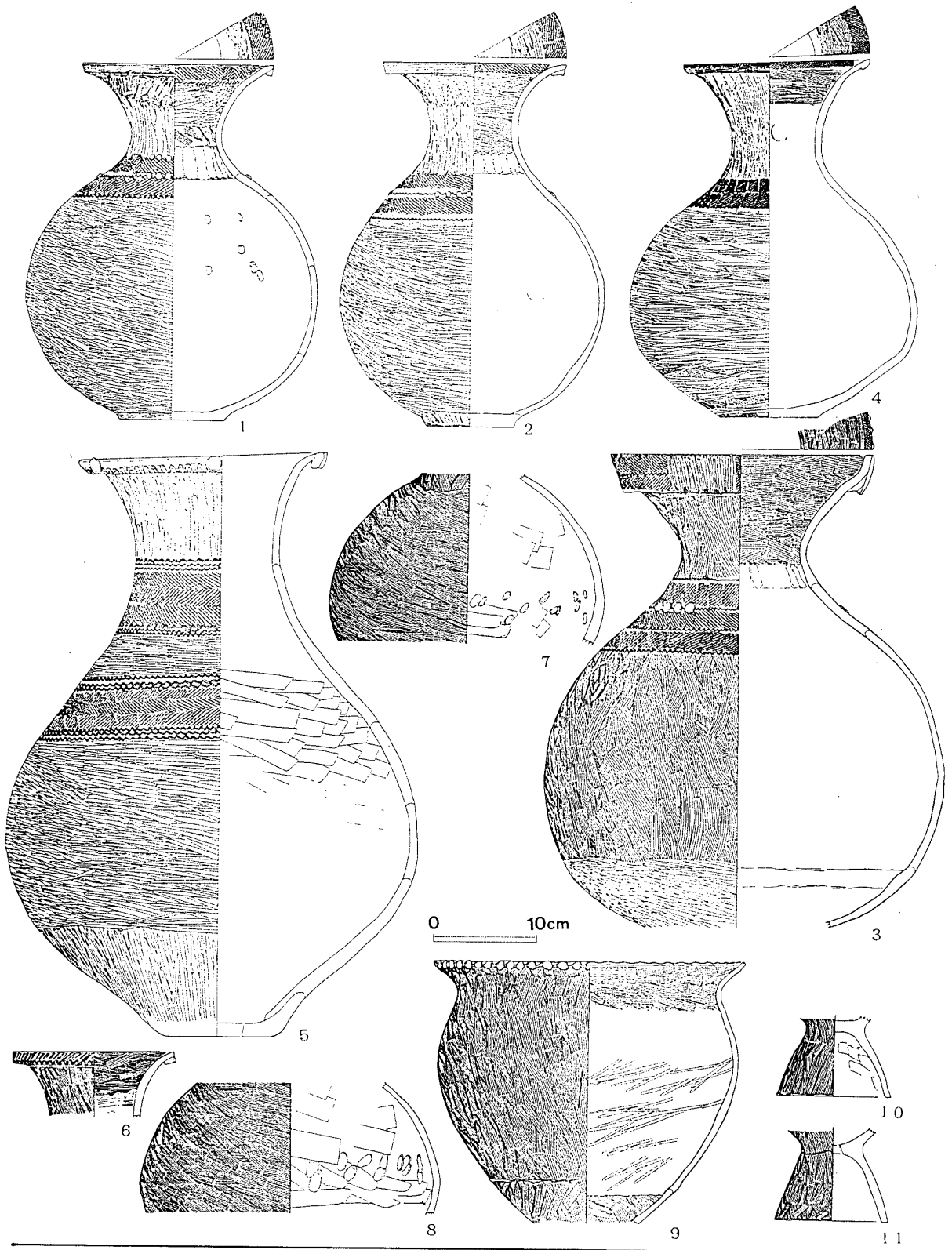
王子ノ台遺跡1, 2号方形周溝墓<sup>29)</sup>では「末端結節縄文壺」が多く検出されているが（第13図1～4, 第14図1～3）, 胴部下半での接合痕が認められるものが多く, 胴部が張って下膨れになる



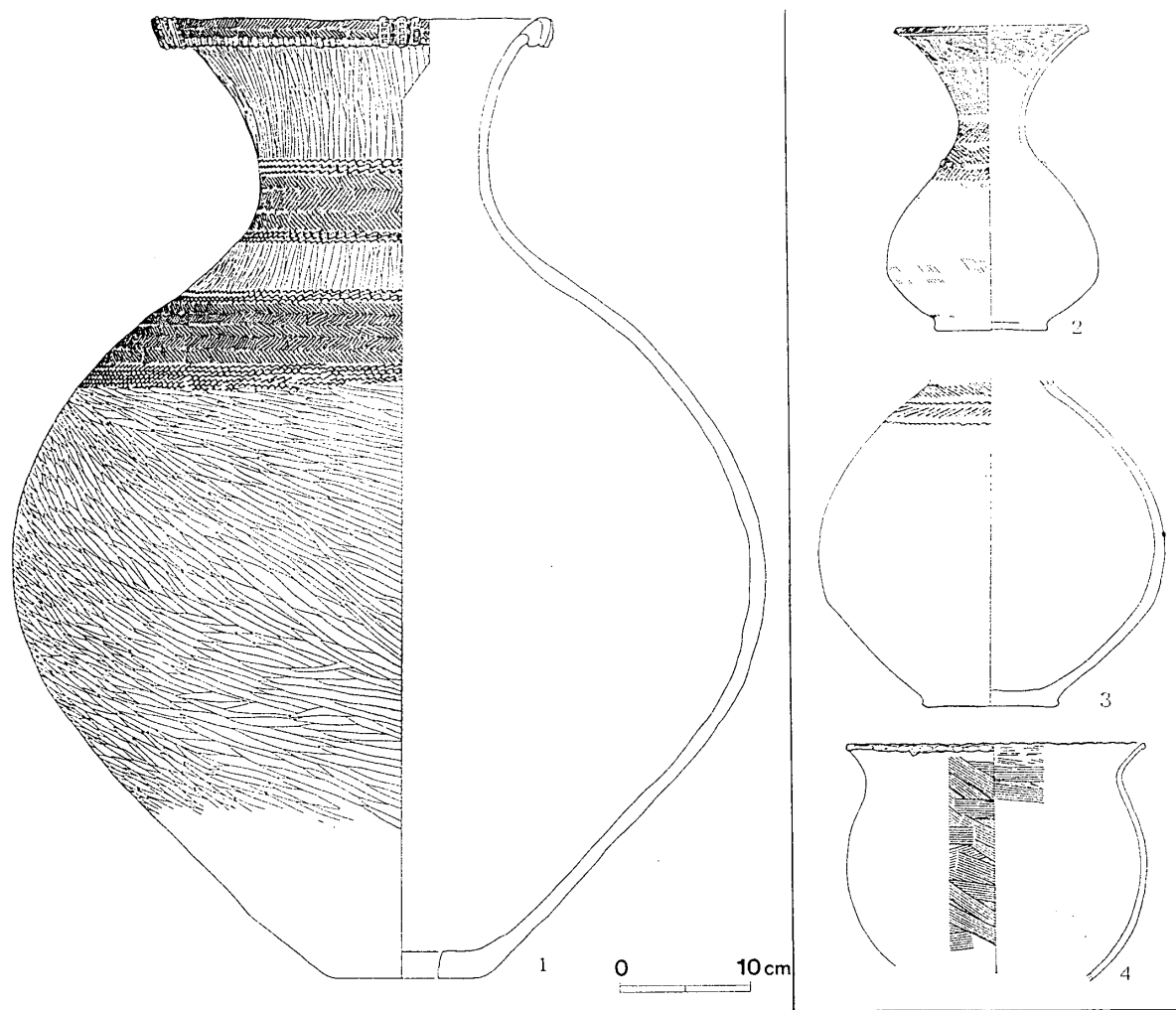
南関東弥生後期における縄文施文の二つの系統



第13図 王子ノ台遺跡1号方形周溝墓出土土器



第14図 王子ノ台遺跡 2号方形周溝墓出土土器

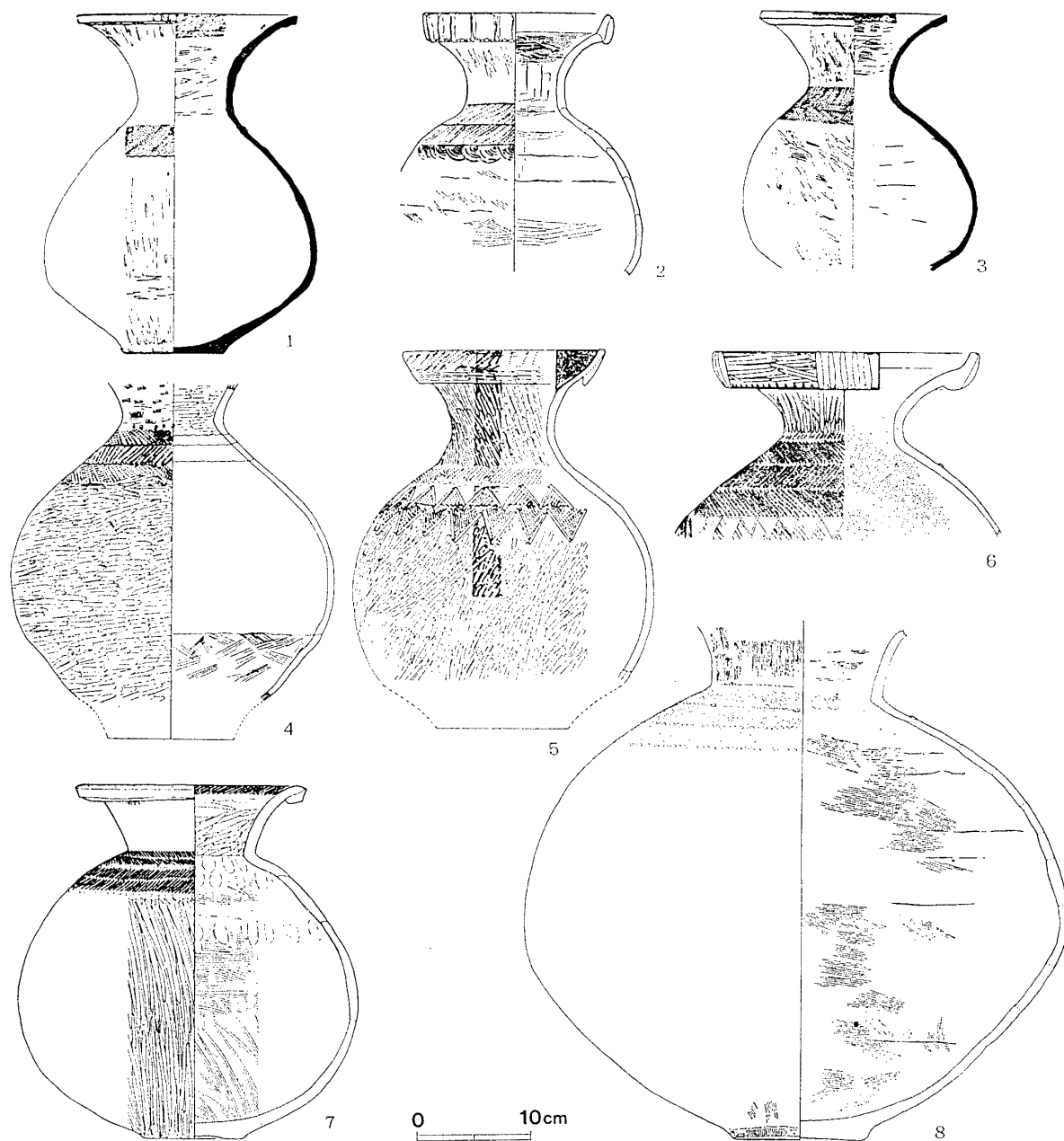


第15図 王子ノ台遺跡出土土器

(1: 1号方形周溝墓出土大型壺, 2~4: 1982年調査B地区1号住居址)

A 2類のものが多い。1号方形周溝墓 4はA 1類としてもよいであろうが、「端末結節縄文帯」の下に櫛描文が与えられている。2号方形周溝墓 1, 2は球胴でB類に入れられようが、成形手法や口縁部形態、調整法など、極めてよく似ている。これらに対して、伴出した二帯の「自縄結節文」区画の縄文帯を有する壺形土器（第14図 5, 第15図 1）は大型であることでも特異である。このほか、1号方形周溝墓（第13図） 5, 6にも「自縄結節文」が使用されている。5は羽状縄文と「自縄結節文」を組み合わせて外見上、「端末結節縄文帯」に似せた感があり、頸部には「自縄結節文」の区画がないなど、一般の「自縄結節文」区画縄文帯とも異質である<sup>30)</sup>。これらの資料は墳墓の供献土器として、集落の土器とは異なった性格を持つ可能性があるが、まとまった「端末結節縄文」の資料としても重視されよう。

また、第15図 2~4は、王子ノ台遺跡で検出された住居址出土の資料であるが、「端末結節縄文



第16図 各地の「末端結節縄文壺」 ③西相模地域 (1, 3: 根丸島遺跡308号住居址 2: 子ノ神遺跡2号住居址 4, 5: 中原上宿遺跡Ⅳ区S I-07 6: 海老名本郷遺跡19号住居址 7: 王子ノ台遺跡H-8号住居址 8: 子ノ神遺跡34号住居址)

壺」と駿河湾東部にみられる頸部に幅広い無区画の羽状縄文帯を持つ壺形土器が共伴しており、注目される。

第16図には、西相模の「末端結節縄文壺」を集めた。王子ノ台例なども含めて、1, 3のA2類に近い形態が比較的安定してみられるようである<sup>31)</sup>。また、器形がこれらとは異なってくるものにも、胴部下位で粘土帯の継ぎ目が顕在するものは多い(4など)。

2は「端末結節縄文帯」の下位に櫛描の扇状文を伴うが、同遺跡でもみられる東海地方西部系の装飾壺の櫛描文帯の下に伴う同文様を倣った可能性がある。5, 6では②の地域でみられたような「端末結節縄文」上に山形に沈線を加えて磨消す手法で山形文に類した文様を作っている<sup>32)</sup>。一般の「端末結節縄文壺」の壺型とも言うべきものであろうか。

7, 8はC類に入れられるものであるが, 7では白色系の粘土に砂粒を混入した胎土を用い, 形態も大廓式に近似する。

#### ④ その他の地域

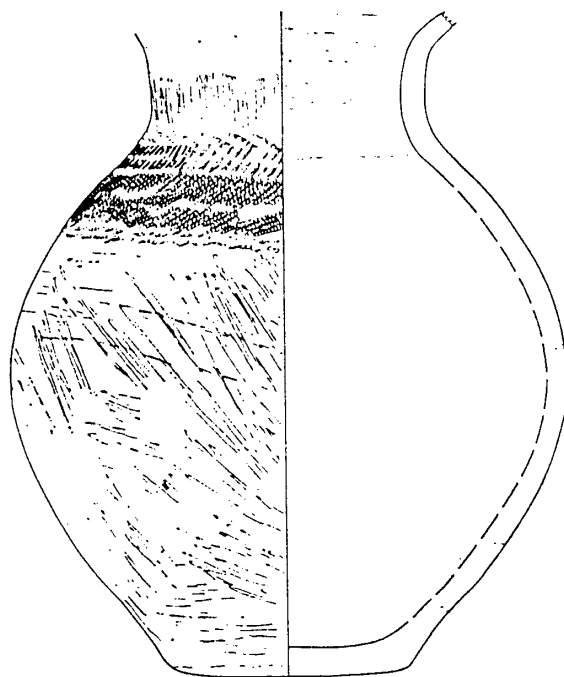
具体的にとりあげられなかったが, 「端末結節縄文」が主な分布を示す地域として以上に挙げたほかに八王子盆地・多摩川中流域が挙げられる。この中には, A類に比定できるものは少ないようである。この地域の集落の地理的な条件から考えて, ③の地域や①の地域との関係が考えられよう。

第5-2図でみたように, 東京湾岸では「端末結節縄文」の分布は希薄であり, 横浜市道高速2号線No.6遺跡でC類が検出されているのが目につく程度である。特に房総半島には, 極めて分布が希薄と考えられるが, 「端末結節縄文」に関する情報が皆無であったわけではないようである。一例として, 市原市山田橋表通遺跡46号遺構(住居址)(近藤1986, 大村・菊池1991)出土の壺形土器(第17図)が挙げられよう。頸部には刺突の擬縄文が与えられており, その下には単節縄文が横位に施されるが, その下端に沿って2条単位の「自縄結節文」が施されている。これは, 明らかに「擬縄文+端末結節縄文」の文様を模したものと考えられるが, この土器の製作者には「端末結節縄文」の原体の製作手法は伝えられなかったらしく, 在来の単節縄文と「自縄結節文」の手法を用いた極めて皮相な模倣が行われている。

各地の諸例を概観したが, A類とした「菊川式」の器形に近いものと主にB類にまとめられるものとの違いはどう評価できるであろうか。

器形ではA類とB類の差は, B類で球胴化や肩部の張りが顕著になることが挙げられるが, A類の中でもA1類とA2類を介して, その差は漸移的であるといえよう。また, B類の中でもA類の指標とした胴部下位の粘土帯の継ぎ目を痕跡的に残すものがある。

文様についてみると, まず, 「端末結節縄文壺」である前提ではあるが, B類においても原体の製作技法が忠実に行われている点は注意しておかなければなるまい。文様構成では, A類に「端末



第17図 千葉県市原市山田橋表通遺跡46号遺構  
(住居址) 出土壺形土器(縮尺1:3)

「結節縄文帯」の上部に刺突文を施す例がめだつが、これがB類ではみられないことが違いとして挙げられる。しかし、「端末結節縄文帯」の施文部位や頸部から順次肩部へ単位施文を施していく手法などは、A類～C類に共通してみられる要素である。また、同一個体における「自縄結節文」など別技法の共伴も、B類、C類にみられる要素であるが、「端末結節縄文」純正の施文に対してさほど多くはない。

C類とした頸部の屈曲する器形はさらに時期的に下るものが多いと考えられる（比田井1991）が、器形的な変化はさらに著しい。しかし、これらの例でも「端末結節縄文」の原体製作法や施文手法がB類と顕著な差を指摘し得ない形で守られている。

以上のことから、A類を祖型的なものとして、製作技法が伝達され、再生産されていく上で、主に器形などが崩れていく漸移的な変容の姿としてB類、C類を捉えても矛盾はなからう。この過程で「端末結節縄文」の原体の製作技法が守られていくことにみられるように、「端末結節縄文壺」の製作技法は南関東地方にかなり正確な形で伝えられたと考えられ、①～③の地域にA類がみられることから、その範囲は広範にわたったと考えられる。また、A類の中で東遠江地方の模倣品とされるものの時期比定にも差があることは注意されなければならないであろう。

一方で、南関東にもO類とした「端末結節縄文」に先行する縄文施文を持つものが存在していることは注意されるが、今のところその類例はわずかである。むしろ南関東地方に「端末結節縄文」を含んだ情報もたれされる前駆的な現象といえるだろうか。また、O類に比してA～C類の例が豊富であることは、「端末結節縄文」が南関東において急速に広がったことを示していると言えよう。

## 5. 南関東弥生後期の縄文施文の二つの系統

「区画縄文帯」と「端末結節縄文帯」のそれぞれについて、弥生中期に遡って原体の特徴や施文手法の系統的な変化をたどってきた。「区画縄文帯」が、南関東地域内の宮ノ台式からたどれる「閉端利用の短い縄文」を維持してきた系統であるのに対し、「端末結節縄文帯」は宮ノ台式の分布圏の確実に外側の東海地方の一部（東遠江周辺と考えられる）の地域で「充填的な長い縄文」から発達してきた系統である。つまり「区画縄文帯」の施文手法と「端末結節縄文帯」の施文手法とは、南関東地方において二つの異なる系統の施文手法といえよう。また、それに先行するものを含めて「端末結節縄文帯」の系統自体は、南関東において外来的といえるであろう。

前章でみたように南関東において「端末結節縄文」に先行する施文を持つ土器の存在は極めて断片的でしかないが、「端末結節縄文帯」を持つ土器は、第5-2図に示したような顕著な地域的偏りをみせながらも、変容の過程を含んで定着しているといえる。また、「端末結節縄文」の原体製作法や施文手法自体は広い範囲で守られ、維持されていく。「端末結節縄文」の発現は、菊川式において、後期の新しい様相の指標とされているが、系統的に考えて南関東での「端末結節縄文」の発現がこれに先行するとは考えられないから、両地域間の中期と後期の境界の併行関係が問題となる

ものの、南関東地方での「端末結節縄文」の定着自体は後期の新しい段階と考えられる。

さらに、後期の「区画縄文帯」の系譜において、沈線区画の縄文帯に対して「自縄結節文」区画の縄文帯が後出すると考えられる点、「端末結節縄文」を施文する土器と「自縄結節文」を施文する土器の共伴例がみられる点、両施文の同一個体における共存例などから、「端末結節縄文帯」と「自縄結節文」区画の縄文帯をおおむね同時期に行われた文様と考えられる可能性がある。

以上の諸点から生じる問題点を提起して小論を締めくくりにしたい。

1. 文様の分布の地域的偏りの問題が挙げられる。「端末結節縄文帯」が南関東においては外来的な系統の施文であるなら、この分布の差は南関東においてそれを受け入れた地域と受け入れない地域という差が生じていたことになる。また、逆に「端末結節縄文」の系統の南関東への移入が地域を選択して行われた可能性も考えられる。この場合、「端末結節縄文」の分布が希薄な地域にもその情報が伝わっていたか否かが問題となろう。

2. 二つの文様の分布が交錯する地域があることは、異系統文様どうしが共存する状況が存在したことが考えられる。共存の量的な割合の問題（主体・客体の問題）も考えなければならないが、地域内での集落の結びつきの度合いや、地域ごとの“主体性”の強さの差など、社会的な問題につながる可能性がある。

3. 「端末結節縄文」の系統が南関東へ伝えられる過程の問題がある。駿河湾東部でも後期の新しい段階に「端末結節縄文」が現れるとされるが、この地域でも中期以来「閉端利用の短い縄文」の系統があるとすれば、「端末結節縄文」は外来的な文様と考えられる。したがって、駿河湾地方を介して南関東地方へ伝えられたのか、あるいは直接南関東地方へ伝わったのか、また、南関東地方の中でもそれがどのように広がったのかが問題になる。

4. 二つの系統の中にさらに分岐する様相が存在する可能性である。例えば「区画縄文帯」の系統を抽出する過程で、それに付加的な要素である種々の幾何学文を捨象してきたが、これらの文様と「区画縄文帯」の組合せが地域によって異なっている可能性もある。また、「端末結節縄文」とともに用いられる刺突擬縄文やその他簡描文等の文様が南関東地方においてどのように存在しているかも問題となる。幾何学文が「区画縄文帯」に付随する要素であることや「端末結節縄文」と刺突擬縄文の関係など、これらの問題には階層性や系統的関係があることは注意されなければならない。

5. ここに挙げた二系統とさらに南関東に分立する異系統土器の文様とのあいだの問題がある。白井南式（北関東系土器）や朝光寺原式・岩鼻式、吉ヶ谷式では、文様の面でも施文原体や文様構成、施文部位、施文される器種など、相互の違いや系統的関係があろう。また、神奈川県神崎遺跡（岡本・小滝ほか1992）にみられるような、東海西部地方の簡描文を持つ異系統土器群の移入も問題となろう。

以上の問題点は南関東地方の壺形土器の文様からみて提起したものであり、今後、調整法や器形といった他の属性の分析を行って、比較検討していくべき問題でもあろう。

## 6. 結 語

縄文と結節文の組み合わせ、としてみられる南関東弥生後期の縄文施文の類例の中で、必ずしも分別されていなかった結節文について、原体の製作技法上の差から「自縄結節文」と「端末結節縄文」との二つに分けられることを論じた。また、この分別によって弥生後期の縄文施文による縄文帯に、「自縄結節文」や沈線によって区画される「区画縄文帯」と、「端末結節縄文」によって施文される「端末結節縄文帯」とがあることを示し、それぞれがどのような文様から技法的な変遷をたどったかを弥生中期に遡って考えた。その結果、「区画縄文帯」と「端末結節縄文帯」は出自の違う二つの異なった系統の文様であると結論した。

結論も含めて文様の問題に論点を絞った訳だが、このような議論は同一階層の属性比較あるいは同一分類基準による分類によって事象を認識するうえでの基礎的作業となろう。つまり、ここで扱った文様は、土器の製作工程の中で同一の段階で付与されることやその機能から考えても同一階層の属性と考えられ、成形や器面調整あるいは器形や口縁形態等細部の形状などとは別の階層の属性である。本稿ではこの同一階層の属性である文様に対して技法論的な説明を加えることで差を抽出した。技法論的な説明はいわば土器製作の追体験であり、検証可能な形での説明足り得るであろう。

議論の過程で捨象した属性も多く、文様においてもさらなる階層的な分別が考えられるが、今後、文様以外の属性から導かれる同様の議論を行う必要がある。

たとえば甕形土器の分類と系統の抽出については、ハケ調整と非ハケ調整（ナデ調整）、台付土器と非台付土器（平底土器）、輪積装飾どうし、口唇部装飾といった同一階層の属性の関係を整理することによって、多様な類型を把握することが可能になろう。複数の系列間の関係も階層的に整理されるのではなかろうか。さらには、各器種間を横断する属性も豊富であることは見逃せない。「ハケとナデ」の調整法や成形法（器形の形成）は、製作工程上全ての土器に認められるのであって甕形土器だけの問題ではない。属性の提示方法や説明方法も含めて課題は多いが、“土器製作体系”といったものを対象とした議論も可能なはずである。

さて、本稿で示した文様の系統の分布と甕形土器の特定の種類の分布とのあいだには相関がみられることは指摘されよう。上述した諸点を整理した上でこの問題にも取り組む必要がある。

文様という土器製作上の限られた属性の問題に、多くの紙面を費したことにいささかの不安を感じるのが素直な心境である。しかし、文様に関するだけでも提起し得た問題は多岐にわたると考えられる。また、説明不足の感が否めない部分もあるが、別論で補っていきたい。小論に対して忌憚なきご批判を賜りたいと思う。

### 《追記》

本稿は東京大学大学院人文科学研究科に1993年12月に提出した修士論文の一部に加筆・修正を加えたものである。



〈謝辞〉

本稿をまとめるにあたり、日頃からご指導いただいている藤本強先生、今村啓爾先生、安斎正人氏、大塚達朗氏には多くのご教示を賜りました。また、次の方々にも数々のご助言を賜るとともに、種々のご便宜をはかっていただきました。末筆ではありますが記して感謝する次第です。

石坂俊郎、犬木努、小沢洋、及川良彦、加藤修司、菊池健一、車崎正彦、小出輝雄、佐伯秀人、酒巻忠史、篠原陸美、白井克也、菅谷通保、鈴木徳雄、隅田真、田多井用章、立花実、西川修一、野本孝明、久末康一郎、比田井克仁、古谷毅、松本完、諸墨知義、余語琢磨（五十音順、敬称略）、南関東弥生時代研究会、長生郡市文化財センターの諸氏

註

- 1) 「S字状結節文」という呼称が一般に様々な結節文に対して行われているが、弥生中期後半から後期、古墳時代前期に主に南関東でみられる、数条一組の結節文はこれと呼び分けることが望ましい。従って本稿では以下に示すこの結節文の原体製作法をも示す名称として「自縄結節文」（縄自身で結節するという意味）を用いる。尚、結節文一般を指す場合には単に「結節文」や「S字状の結節文」といった呼称を用いることにする。
- 2) 「端末結節縄文」は菊池氏が提示した「円乗院式施文」に用いられる縄文原体と同じものである。しかし、「円乗院式施文」の内容規定にはさらに「円形浮文」や「円形朱彩（朱文）の極端な多用」、「口縁内装飾帯」等の要素が加えられている。また、「円乗院式」の提示自体、南関東という限られた地域を対象として行われたものであり、東海地方にまで広く分布する同種の施文の名称とするには、混乱が生じる可能性がある。東海地方では「S字状結節縄文」（中島1988ほか）等の名称も用いられているが、次章以降で示すような原体の特徴をも示す名称として「端末結節縄文」を用いることにする。また、この縄の端末に作られる結節は、出来上がった縄の開端部のいわば分岐した縄のあいだで行われる結節であるから、「自縄結節文」に対して「肢縄結節文」と呼ぶこともできる。
- 3) この論考の中で、a文様とb文様という形で二つの結節文を持つ文様が典型的に示され、その分布の傾向についても論じられている。
- 4) 「円乗院式施文」に用いられる原体が縄文原体の端末を結節したものであることは菊池義次氏の論考のほかにも指摘されている（杉並区教育委員会1971、松本1984、大村・菊池1984）。しかし、これに対する一般のS字状結節文（「自縄結節文」）の原体の製作法は必ずしも明らかにされていない。
- 5) これについて山内氏は「散発的に種々の型式に見られ、特に特別の発達を示さないようにも見える。しかし特定の型式には屢々見られることがある。」（山内1979 P20）とされている。南関東の弥生土器では、中期後半の宮ノ台式以降しばしば見られ、後期後半に特別の発達を示すものといえるであろう。
- 6) 逆に時計回りに回すと縄の撚りが解けることになり、結節を作る部分の撚りを指で抑えるなどの措置を講じないと製作しにくいことになる。
- 7) 先の縄文原体の撚りとの関係からは、 $[LR+Z]$ と $[RL+S]$ の方が $[LR+S]$ や $[RL+Z]$ に比べて製作し易いといえるであろう。また、いずれの場合にも結節文のS字状を成す単位一つは二本の条の撚りからなる縄を圍繞するものであるから、この一単位に対して斜縄文の二本の条が対応することがこの「結節法A」の特徴といえる。
- 8) 「斜縄文+一条S字状結節文」のように表現される「端末結節縄文」は、実際、この斜縄文がLRの単節縄文である場合にはその下に一条のZ字状の結節文（原体の閉端を下にして施文した場合には上側にもなる）、同様にRLの単節縄文である場合にはS字状の結節文がともなう場合がほとんどといってよい。
- 9) 報告書の実測図から読みとった例であるが、例えば千葉県市原市草刈遺跡B区（高田ほか1986）では、

「自縄結節文」を用いる30例の内、S字状が22個、Z字状が5個、判別できないものが3個であり、少なくとも全体の73.3%がS字状の結節文である。また、平和の森公園北遺跡（黒済1985）報告分について同様に計上した例では、20例（内判別できないもの3個）の内15個（75%）がS字状の結節文である。

- 10) 佐原眞氏が久ヶ原遺跡の結節文の観察においてこれを指摘している（佐原1956 p28）。
- 11) 逆の輪を作るためには縄の撚りが戻る方向に撚りをかけながら縄を押し縮めてやるか、縄を強引に意図する方向に曲げて輪を作ってやることになる。つまり、一つの縄の撚りに対してS字状・Z字状のどちらかの結節文が作られ易いという状況があるとすれば、それはR1の縄文原体に対して[R-S]、Lrに対して[L-Z]の結節文が作られるのが自然であるといえよう。
- 12) 山内1979 pp37~40およびp41の表を参照されたい。統計的なデータは少ないが、筆者が神奈川県横浜市折本西原遺跡（1988年報告分）について集計した例では、破片を含めた縄文を施す土器203個体内、LR127個体、RL33個体、R10個体、L1個体、二種類以上の原体を使うもの32個体であった。一種類の原体を使うもの171個体のうち一段の撚りがRのもの占める割合は80.1%となる。千葉県道庭遺跡では「LRの縄文がRLの約2倍を占めている」という報告があり（小高1983）、この統計では羽状縄文も含めてあるため、これを除けばLRの割合はさらに高くなるものと考えられる。こうした傾向は宮ノ台式の他の遺跡でも認められ、羽状縄文定着以前では少なくとも7割程の確率で一段の縄がR撚り（0段1撚り）であると考えられる。
- 13) 道庭遺跡（前掲註）ではやはり右手で撚った場合の自然な撚りにその原因を求めている。
- 14) したがって、菊池氏が「円乗院期」の特徴としてさらに加えた、「円形浮文」と、とくに「円形朱彩の極端な多用、さらに全装飾帯の上移行化傾向の進行による「口縁内装飾帯」の発現等」（菊池1987）の問題は、ここではひとまず置くことにする。
- 15) いわゆる北関東系土器の中にも多様な結節文がみられるが、北関東系土器の様子は縄文原体の特徴や文様構成から、南関東から東海地方に分布する縄文を持つ土器とは分別される。また、このような中で、「S字状結節文」によって区画される縄文帯を持つ壺形土器がいわば外来的に存在している。従って、混乱を避けるためにここでは扱わないことにする。また、静岡県内でとりあげた遺跡は主に東海埋蔵文化財研究会1991による。とりあげた遺跡の報告書名の一部は割愛させていただいた。
- 16) 「自縄結節文」については、後に示す意図から、羽状縄文等の縄文帯の区画として用いられるものを示した。
- 17) 南関東の後期弥生土器の多くは、壺形土器に土器を水平に圍繞する帯状の縄文帯を持つが、設楽博己氏はこれらの土器を「帯縄文土器群」と呼んだ（設楽1991）。更に西に目を転ずると、駿河湾周辺及び遠江、伊那谷、甲斐地域の後期弥生土器もこの「帯縄文土器群」に入れることができ、氏の述べる「櫛描文土器群」（中部高地型）や「縄文多用土器群」と対置する土器装飾法の大きな地域圏を形成している。
- 18) 宮ノ台式の櫛描文はいわゆる東海型の櫛描文と考えられること（佐原1959、向坂1987、1988）は注意されなければならない。
- 19) この帯状の文様の幅は、むしろ縄文原体の長さが規定することになり、ここには縄文と沈線文（窠描文）との関係の前代との変化がみられる。
- 20) 櫛描文にみる「並行線化」という現象の要因が「装飾に回転運動が利用された場合」（佐原1959前掲箇所）にあるとすれば、櫛描文を、左まわりに施し、描き継ぎが行われるという「手で描くにふさわしい」手法で行う「東海型櫛描文」（向坂氏の言う「東海型I」（向坂1988））は、既に「並行線化」する要因を失っていた文様といえる。つまり、櫛描文に代わる文様が現れ、櫛描文が衰退していく要因は既に「東海型櫛描文」の中に存在していたようである。
- 21) 羽状縄文の成立は、また複数の原体による施文の開始でもある。後期の羽状縄文において、「自縄結節文」や網目状撚糸文等を羽状縄文と共存させるものがあるが、これらはさらに用いる原体数を増やしたものと捉えられる。

### 南関東弥生後期における縄文施文の二つの系統

- 22) これらに伴う連続山形文等の幾何学文は、縄文の施文後、外接する区画文様を施す点で「区画縄文帯」と同一手法で施文されるものが多いが、便宜上「区画縄文帯」は壺形土器の頸部あるいは肩部を水平に囲繞する「横帯文様」のみを指すものとする。
- 23) 草刈遺跡A区（小久貫ほか1983）東側では円形から胴張りの隅丸方形を呈する住居址が群集してみられ、これらは環状にめぐるあまり時期差のない住居群である可能性が示唆されている（笹森1985 p187）。この内、9、11号住居跡出土土器を図示したが（第7図上段）、肩部が張らず、頸部は緩やかにカーブする沈線区画の縄文帯を持つ壺形土器（1、7、8）と比較的狭小な底部を持ち、胴下位も緩やかに湾曲し口縁が胴部最大径程まで外反する甕形土器（3、4、9～12）が共伴している。一方、A区の南側に接するB区（高田ほか1986）では広範囲に住居址が展開するが、出土する壺形土器の文様はその多くが「自縄結節文」区画の縄文帯で占められており、器形は肩の張る球胴で頸部の湾曲もきつくなっている（第7図13～15、19、20、22、23）。共伴する甕形土器は底部径が大きく胴部最大径が口縁径を凌駕するものが多い。このようにA区東側住居群とB区住居群とでは沈線と「自縄結節文」との壺形土器文様の区画文に差がみられ、壺形土器・甕形土器の器形も異なっているが、同一遺跡で地点を分けて成立するこの二様相は時期差と考えられよう。
- 24) ここで「S字状結節縄文」とされたものが「端末結節縄文」を指す。
- 25) 佐藤由紀夫氏は東遠江の弥生土器を3つの土器群に大別したが、ここでⅢ期として挙げられたものは白岩式にあたると思われる。Ⅲ期は2期に分けられ、このⅢ期一2の基準資料として豊田町広野北遺跡4号周溝墓出土土器を挙げ、鶴松遺跡や白岩遺跡にもこの時期のものがあるとしている（佐藤1990）。白岩遺跡で「中期Ⅱのグループの土器散布面およびその包含層をおおって形成された包含層中より発見された」中期Ⅲグループの土器群（市原1968）もこれとほぼ併行するものとして解されよう。
- 26) 地域は天竜川の西になるが、伊場遺跡出土遺物中の縄文を施す菊川式古段階（二之宮式）の系統にあると考えられるものには、肩部の縄文の施文が胴下位の稜部分まで達しないものが比較的多く認められ（向坂ほか1983別冊図版341、502、577、588、589各土器など）、この間の変化を補うことができよう。
- 27) 松本完氏は近年、「菊川式新段階の土器様相との関連において、いわゆる「円乗院式施文」の問題が、今後あらためて問題となるであろう」と述べている（松本1993b文献の註(25)）。
- 28) 折本西原遺跡報告では同遺跡の最も新しい段階であるⅢ期（石井1980）に、安藤氏による下末吉台地の宮ノ台式編年でも、最も新しいⅤ期（安藤1990）に位置づけられている。
- 29) 王子ノ台遺跡の方形周溝墓を中心とする出土資料については、立花実氏、田尾誠敏氏らのご厚意で各資料を観察する機会を得た。
- 30) 東京湾岸等の一般のものに対して、羽状縄文は長めの原体が使用されており、また、「S字状結節文」は2段の縄を用いて作った[R L-S]（一般のものは一段の縄）を用いる。さらに加えるならば、本土器は最終調整にヘラミガキが行われているが、その下にみられる器面調整は明瞭なハケ調整である。
- 31) 西川修一氏が「相模型の壺」と捉えたものは（西川1991）、こうした状況と一致する。
- 32) 東京湾岸に一般にみられる羽状縄文等で山形文を描き、これに外接画線を与えるものとは異なる。

**第6図掲載土器出土遺構名** 1、6、7：菊間遺跡11号住居址 2：伊勢山遺跡 3、4、8：折本西原遺跡Y-23号住居址 5：手広八反目遺跡15号住居址 9～11、13～16大厩遺跡Y-62号址（環濠） 12：折本西原遺跡5号方形周溝墓 17、18：大厩遺跡Y-47号址 19、23、24：菊間遺跡15号住居址 20：折本西原遺跡Y 8号住居址 21：折本西原遺跡Y 4号住居址 22：姉崎東原遺跡007住居址

### 《引用・参考文献》

- 赤星直忠・岡本 勇ほか 1975『持田遺跡発掘調査報告』横須賀考古学会  
赤星直忠・岡本 勇ほか 1981『鴨居上ノ台遺跡』  
安藤広道 1990「神奈川県下末吉台地における宮ノ台式土器の細分」『古代文化』42-6：28-38、7：13-24  
池田 治 1991「弥生後期の甕の地域性」『青山考古』第9号：1-22

鮫島 和 大

- 石井 寛 1980『折本西原遺跡』横浜市埋蔵文化財調査委員会
- 石坂俊郎 1984「南関東における後期弥生土器の諸相」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊11哲学・史学編：189-201
- 石坂俊郎 1991「埼玉県」『東海系土器の移動から見た東日本の後期弥生土器』Ⅲ分冊：281-316
- 泉遺跡調査団 1989『佐原泉遺跡』
- 泉谷憲俊 1983「宮ノ台式にみられる楕円文をめぐって」『法政考古学』第8集：43-47
- 市原寿文 1968「静岡県小笠原郡菊川町白岩遺跡発掘調査概報」『東名高速道路（静岡県内工事）関係埋蔵文化財発掘調査報告書』静岡県教育委員会：349-375
- 稲田孝司 1972「縄文土器文様発達史・素描（上）」『考古学研究』第18巻第4号：9-25
- 犬木 努 1992「宮ノ台式土器基礎考—施文帯の検討を中心として—」『東京大学文学部考古学研究室研究紀要』第11号：1-48
- 大場磐雄 1973『宇津木遺跡とその周辺』中央高速八王子地区遺跡調査団
- 大村 直 1982「前野町式・五領式の再評価」『神谷原Ⅲ』：85-134
- 大村 直・菊池健一 1984「久ヶ原式と弥生町式—南関東地方における弥生時代後期の諸様相（予報）—」『史館』第16号 史館同人：97-113
- 大村 直・菊池健一 1991「千葉県」『東海系土器の移動から見た東日本の後期弥生土器』Ⅲ分冊：223-280
- 岡田淳子・服部敬史 1971『鞍骨山遺跡』東京都八王子市谷野遺跡調査団
- 岡本 勇ほか 1975『歳勝土遺跡』横浜市埋蔵文化財調査委員会
- 岡本 勇・小滝 勉ほか 1991『神崎遺跡』綾瀬市埋蔵文化財調査報告書2
- 岡本孝之 1979「久ヶ原・弥生町期弥生文化の諸問題(1)」『異貌』第8号：27-38
- 岡本孝之 1980「新羽大竹遺跡における弥生式土器について」『新羽大竹遺跡』神奈川県埋蔵文化財調査報告17：242-251
- 小久貫隆史ほか 1983『千原台ニュータウンⅡ 草刈遺跡A区』千葉県文化財センター
- 小久貫隆史・菅谷通保 1993『国府関遺跡群』長生郡市文化財センター調査報告第15集
- 小沢 洋 1989『マミヤク遺跡』君津郡市考古資料刊行会
- 小高春男 1983『道庭遺跡 第一分冊』道庭遺跡調査会
- 小田原市教育委員会 1987『千代南原遺跡第Ⅳ地点』小田原市文化財調査報告書22集
- 柿沼修平ほか 1979『土宇』日本文化財研究所文化財調査報告6
- 加藤修司 1992「千葉県における後期以降の弥生土器の編年観」『奈和』第30号：1-32
- 加納俊介 1993a「基調報告 東日本における後期弥生土器研究の現状と課題」『転機4号 東海系土器の移動から見た東日本の後期弥生土器 第8回埋蔵文化財研究会 論考編』：1-14
- 加納俊介 1993b「東日本における後期弥生土器研究の現状と課題・その2」『転機4号 東海系土器の移動から見た東日本の後期弥生土器 第8回埋蔵文化財研究会 論考編』：173-131
- 神之木台遺跡調査グループ 1977「神之木台遺跡における弥生時代の遺構と遺物」『調査研究集録』第3冊，港北ニュータウン埋蔵文化財調査団：63-160
- 河合英夫ほか 1985『殿屋敷遺跡群C地区発掘調査報告書』
- 菊池義次 1954『安房勝山・田子台遺跡』
- 菊池義次 1962「代田一丁目円乗院遺跡出土の弥生式土器」『新修世田谷区史付編』：153-167
- 菊池義次 1974「南関東弥生後期文化概観」『大田区史第Ⅲ編・資料編・考古Ⅰ』：87-100
- 菊池義次 1987「久ヶ原式・弥生町式・円乗院式土器」『弥生文化の研究』4：167-179
- 工楽善通 1987「阿島式・須和田式土器のなかま」『弥生文化の研究』4：143-151
- 車崎正彦 1991「東京都・下戸塚遺跡」『邪馬台国時代の東日本』国立歴史民俗博物館編：153-171
- 黒濟和彦 1985『中野区平和の森公園北遺跡発掘調査報告書』中野区・中野刑務所遺跡調査会

南関東弥生後期における縄文施文の二つの系統

- 黒沢 浩 1987「神奈川県伊勢山遺跡出土の弥生式土器」『明治大学考古博物館館報』No. 3 : 50-66
- 小出輝雄 1980「久ヶ原・弥生町期について」『法政考古学』第4集, 法政考古学会 : 3-9
- 小出輝雄 1983「弥生町式の再検討」『人間・遺跡・遺物』発掘者談話会 : 211-219
- 小出輝雄 1992「円乗院式施文の評価とその位置」『人間・遺跡・遺物2』発掘者談話会 : 203-212
- 小林謙一ほか 1988『新井三丁目遺跡』新井三丁目遺跡調査会
- 小林三郎ほか 1988『御殿前遺跡』北区埋蔵文化財調査報告第4集
- 小林達雄・山村貴輝ほか 1988『四葉地区遺跡一昭和62年度一』
- 小林行雄 1939「弥生式土器聚成図録」『東京考古学会学報』第一冊
- 小林行雄・杉原荘介 1964・1968『弥生式土器集成本編』
- 近藤 敏 1986「2山田橋表通遺跡」『市原市文化財センター年報 昭和60年度』 : 11-15
- 齋木勝・深沢克友 1978『研究紀要3 一考古学からみた房総文化一 3弥生時代』千葉県文化財センター
- 笹森紀己子 1984「久ヶ原式から弥生町式へ一壺形土器の文様を中心に一」『土曜考古』第9号 土曜考古学研究会 : 17-40
- 笹森紀己子 1985「久ヶ原式期の住居と集落」『古代探叢』Ⅱ : 173-189
- 笹森紀己子 1990 a 「弥生口縁内文様帯論—南関東地方弥生時代後期・壺形土器にみる—」『古代』第90号 : 101-110
- 笹森紀己子 1990 b 「大宮市内出土の外来系土器について」『大宮市立博物館研究紀要』第2号 : 1-21
- 佐藤由紀夫 1990「遠江」『伊勢湾岸の弥生時代中期をめぐる諸問題』第7回東海埋蔵文化財研究会 : 391-458
- 佐原 眞 1956「土器面における横位文様の施文方向」『石器時代』第3号 : 25-36
- 佐原 眞 1959「彌生式土器製作技術に関する二三の考察」『私たちの考古学』第5巻第4号 : 2-11
- 重住 豊 1981『松ノ木』杉並区教育委員会
- 宍戸信悟 1989『砂田台遺跡Ⅰ』神奈川県立埋蔵文化財センター
- 宍戸信悟 1992「南関東における宮ノ台期弥生文化の発展」『神奈川考古』第28号 : 43-63
- 静岡県考古学会 1983『弥生後期の集団関係』静岡県考古学会シンポジウム5
- 柴田 稔ほか 1983『袋井市史通史編』袋井市
- 柴田 睦 1988「南関東出土の菊川式系土器」『法政史論』第16号 : 64-75
- 設楽博己 1991「関東地方の弥生土器」『邪馬台国時代の東日本』国立歴史民俗博物館編 : 72-80
- 杉並区教育委員会 1971『都立和田堀公園・大宮遺跡下高井戸塚山遺跡発掘調査報告書』
- 杉原荘介 1935「上総宮ノ台遺跡調査概報」『考古学』第6巻第7号 : 328-336
- 杉原荘介 1940 a 「武蔵前野町遺跡調査概報」『考古学』第11巻第1号 : 2-20
- 杉原荘介 1940 b 「武蔵久ヶ原出土の弥生式土器について」『考古学』第11巻第3号 : 133-143
- 杉原荘介 1940 c 「武蔵弥生町出土の弥生式土器について」『考古学』第11巻第7号 : 412-428
- 杉原荘介 1946『原史学序論』あしかび書房
- 杉原荘介・小林三郎・井上裕弘 1968「神奈川県ニッ池遺跡における弥生時代後期の集落」『考古学集刊』4 - 2 : 29-64
- 鈴木隆夫・池田将男 1981『上藪田モミダ遺跡 上藪田川の丁遺跡 鳥内遺跡』藤枝市教育委員会
- 関根孝夫・木下雅博 1982「東海大学湘南校舎敷地内の考古学的調査」『東海史学』第17号, 東海大学史学会 : 75-91
- 曾根博明 1991「秦野市内の土器様相」『足もとに眠る歴史 西相模の三・四世紀』東海大学文学部・東海大学校地内遺跡調査団 : 43-48
- 台山藤源治遺跡発掘調査団 1985『台山藤源治遺跡』
- 高田 博ほか 1986『千原台ニュータウンⅢ 草刈遺跡B区』千葉県文化財センター
- 高橋康男 1990『姉崎東原遺跡』市原市文化財センター調査報告書第37集

鮫島 和 大

- 滝沢 浩 1979『赤塚氷川神社北方遺跡』板橋区文化財シリーズ第29集
- 立花 実 1993「相模における東海系土器の受容」『転機 4号 東海系土器の移動から見た東日本の後期弥生土器 第8回埋蔵文化財研究会 論考編』：117-140
- 田中清美・鈴木英啓 1981『唐崎台』唐崎台遺跡発掘調査団・市原市教育委員会
- 田中 英ほか 1982『向原遺跡』神奈川県立埋蔵文化財センター調査報告 1
- 玉口時雄 1978『健田遺跡発掘調査報告書—第3次調査報告—』朝夷地区教育委員会
- 都出比呂志 1989『日本農耕社会の成立過程』岩波書店
- 常木 晃 1990「王子ノ台遺跡西区 1989年度の調査概要」『東海大学校地内遺跡調査団報告 1』東海大学校地内遺跡調査団：53-78
- 東海埋蔵文化財研究会 1991『東海系土器の移動から見た東日本の後期弥生土器』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ分冊
- 永井正憲 1984『手広八反目遺跡発掘調査報告書』手広遺跡発掘調査団
- 中川成夫 1957『栗原—セントポール・グリーンハイツ内遺跡発掘調査報告—』
- 中島郁夫 1988「いわゆる「菊川式」と「飯田式」の再検討」『転機』2号：119-150
- 中島郁夫 1993「東海地方東部における後期弥生土器の「移動」・「模倣」」『転機 4号 東海系土器の移動から見た東日本の後期弥生土器 第8回埋蔵文化財研究会 論考編』：75-94
- 中島郁夫・市野浩世 1981『御殿・二之宮遺跡発掘調査報告Ⅰ』静岡県磐田市教育委員会
- 中根君郎・徳富武雄 1929 a 「東京府久ヶ原に於ける弥生式の遺跡，遺物並びに其の文化階梯に関する考察(一)」『考古学雑誌』第19巻第10号：32-40
- 中根君郎・徳富武雄 1929 b 「東京府久ヶ原に於ける弥生式の遺跡，遺物並びに其の文化階梯に関する考察(二)」『考古学雑誌』第19巻第11号：27-37
- 中根君郎・徳富武雄 1930「東京府久ヶ原に於ける弥生式の遺跡，遺物並びに其の文化階梯に関する考察(三)」『考古学雑誌』第20巻第4号：42-49
- 中原上宿遺跡調査団 1981『中原上宿』
- 中村恵次・栗本佳弘 1974『市原市菊間遺跡』房総資料刊行会
- 西川修一 1985「裝飾壺の終焉—南関東地方の場合—」『古代探叢』Ⅱ：225-252
- 西川修一 1991「相模後期弥生社会の研究」『古代探叢』Ⅲ：249-273
- 西口正純ほか 1988『王子台遺跡(弥生時代編)』東海大学考古学研究会機関誌『王子台 4号』東海大学考古学研究会
- 沼津市教育委員会 1989『豆生田遺跡発掘調査報告書』沼津市文化財調査報告書第44集
- 沼津市教育委員会 1990『雌鹿塚遺跡発掘調査報告書Ⅰ・Ⅱ』沼津市文化財調査報告書第51集
- 比田井克仁 1981「古墳出現前段階の様相について—南関東地方を巨視的に—」『考古学基礎論』3：1-28
- 比田井克仁 1985「弥生時代高坏考—南関東地方を理解するために—」『古代探叢』Ⅱ：191-224
- 比田井克仁 1991「古墳出現段階における伝統性の消失」『古代』第91号：172-207
- 比田井克仁 1993「山中式・菊川式東進の意味すること」『転機 4号 東海系土器の移動から見た東日本の後期弥生土器第8回埋蔵文化財研究会 論考編』：153-171
- 平野雅之 1986『本名輪遺跡』君津郡市文化財センター発掘調査報告書第16集
- 富士見市遺跡調査会 1980『針ヶ谷遺跡群Ⅲ』富士見市遺跡調査会調査報告第11集
- 富士見市遺跡調査会 1982『針ヶ谷遺跡群Ⅴ』富士見市遺跡調査会調査報告第19集
- 富士見市遺跡調査会 1983『針ヶ谷遺跡群』富士見市遺跡調査会調査報告第21集
- 富士見市遺跡調査会 1987『針ヶ谷遺跡群』富士見市遺跡調査会調査報告第27集
- 本郷遺跡調査団 1990『海老名本郷(Ⅳ)』
- 松本 完 1981「本遺跡出土久ヶ原・弥生町期の土器について」『横浜市道高速 2号線埋蔵文化財発掘調査報告書1980年度』：177-201

南関東弥生後期における縄文施文の二つの系統

- 松本 完 1984「弥生時代～古墳時代初頭の遺構と遺物について」『横浜市道高速2号線埋蔵文化財発掘調査報告書1983年度』：71-131
- 松本 完 1988「折本西原遺跡の弥生集落—第1次調査の成果と問題点—」『折本西原遺跡—I』折本西原遺跡調査団：327-390
- 松本 完 1993a「南関東地方における後期弥生土器の編年と地域性」『翔古論聚—久保哲三先生追悼論文集』：47-70
- 松本 完 1993b「東海系土器の受容と変容—南関東地方の事例について—」『転機4号 東海系土器の移動から見た東日本の後期弥生土器 第8回埋蔵文化財研究会 論考編』：141-151
- 三森俊彦・阪田正一ほか 1974『市原市大厩遺跡』房総資料刊行会
- 向坂綱二ほか 1983『伊場遺跡遺物編3』浜松市教育委員会
- 向坂綱二 1987「東海型の櫛描紋土器」『弥生文化の研究』4：105-111
- 向坂綱二 1988「東海東部弥生土器の櫛描施文法について」『転機』2号：36-44
- 望月幹夫ほか 1978『子ノ神』厚木市教育委員会
- 望月幹夫ほか 1983『子ノ神(Ⅱ)』厚木市教育委員会
- 矢吹俊男 1978『大多喜町横山遺跡発掘調査報告書』千葉県大多喜土木事務所
- 山形洋一・諸墨知義 1984『深作東部遺跡群発掘調査報告』大宮市遺跡調査会報告第10集
- 山形洋一ほか 1989『B—101号遺跡 B—7号遺跡』大宮市遺跡調査会
- 山内清男 1979『日本先史土器の縄文』先史考古学会
- 横山浩一 1978「刷毛目調整工具に関する基礎的実験」『九州文化史研究所紀要』第23号 九州文化史研究所：1-24
- 吉田健司 1991『篠谷ツ・木曾呂北・木曾呂』川口市遺跡調査会報告第14集

**挿図出典** 第1図1-1, 2：小久貫・菅谷1993 第1図2-2, 第11図3～5, 9, 10：黒沢1985 第1図2-1, 第11図1, 11～14：小林ほか1988 第6図1, 6, 7, 19, 23, 24：中村・栗本1974 第6図2：黒沢1987 第6図3, 4, 8, 20, 21, 第10図1：石井1980 第6図5：永井1984 第6図9～11, 13～18：三森・阪田ほか1974 第6図22：高橋1990 第7図1～12：小久貫ほか1983 第7図13～32：高田ほか1986 第8図1～7：佐藤1990 第8図8～12：市原1968 第8図13～16：静岡県考古学会1983 第8図17・18：中島・市野1981 第9図：鈴木・池田1981 第10図2：石坂1991 第11図2：小林・山村ほか1988 第11図6：中川1957 第11図7～8：小林ほか1988 第11図15, 16：杉並区教育委員会1971 第11図17, 18：重住1981 第12図1：山形・諸墨1984 第12図2～4, 6, 7, 9, 10：富士見市教育委員会1980, 1982, 1983, 1987 第12図8：吉田1991 第12図5：山形ほか1989 第13～15図, 第16図7：関根・木下1982, 西口ほか1988, 常木1990 第16図1, 3：曾根1991, 東海埋蔵文化財研究会1991 第16図2, 8：望月ほか1978, 1983 第16図4, 5：中原上宿遺跡調査団1981 第16図6：本郷遺跡調査団1990 第17図：近藤1986